

警察監獄全書

法學士佐藤信安著

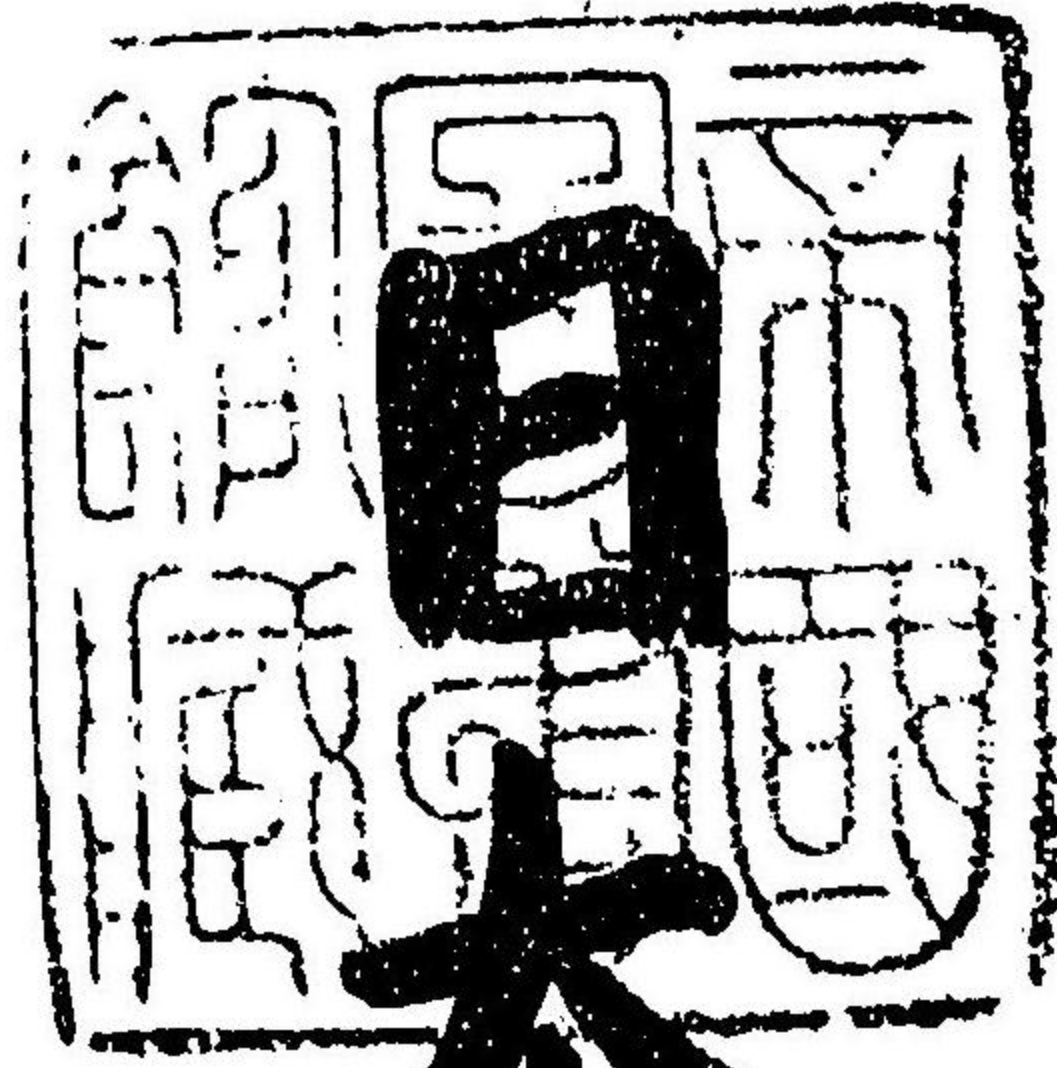
日本監獄法

東京博文館藏版

明治三十四年九月出版



90-67



日本監獄法

法學士佐藤信安著

東京 博文館藏版



276

日本監獄法目次

第一編	緒論	一
第一章	監獄制度の概念	一
第二章	日本監獄制度の沿革	五
第二編	日本監獄法	九
第一章	總論	九
第二章	監獄則	二
(1)	監獄の種類并に名稱 (第一條)	二
(2)	監獄の最高監督權の所在 (第二條)	五
(3)	監獄の直接監督權の所在 (第三條)	六
(4)	監獄の巡閱及び巡視 (第四條)	七
(5)	府縣會議員の監獄巡見 (第五條)	九

(19)	無定役囚の作業 (第十九條).....	四〇
(18)	囚人服役の免除 (第十八條).....	四〇
(17)	作業 (第十七條).....	四〇
(16)	押送の方法 (第十六條).....	四〇
(15)	男監女監の嚴隔 (第十五條).....	四一
(14)	別種監獄の區劃 (第十四條).....	四〇
(13)	刑事被告人の監房の別異 (第十三條).....	三九
(12)	懲治人の監房の別異 (第十二條).....	三七
(11)	囚人の監房の別異 (第十一條).....	三七
(10)	囚人の釋放 (第十條).....	三五
(9)	變災の場合 (第九條).....	三三
(8)	入監者の携有物の領置 (第八條).....	三三
(7)	女監の子の乳養 (第七條).....	三一
(6)	入監者領收の要件 (第六條).....	三〇

(20)	懲治人の作藝 (第二十條).....	四
(21)	役場の區劃 (第二十一條).....	四
(22)	囚人の工錢 (第二十二條).....	五〇
(23)	工錢の領置 (第二十三條).....	五一
(24)	遺留貨物の處分 (第二十四條).....	五一
(25)	領置貨物の使用 (第二十五條).....	五四
(26)	囚人の衣類臥具 (第二十六條).....	五
(27)	懲治人刑事被告人の衣類臥具の自辨 (第二十七條).....	五
(28)	食料 (第二十八條).....	五
(29)	鬚髮 (第二十九條).....	五
(30)	教誨 (第三十條).....	六
(31)	教育 (第三十一條).....	六
(32)	書籍の看讀 (第三十二條).....	六
(33)	囚人の書信 (第三十三條).....	六

(34)	信書の検閲 (第三十四條).....	六
(35)	接見 (第三十五條).....	七〇
(36)	降療 (第三十六條).....	七三
(37)	死亡 (第三十七條).....	七四
(38)	懲治人及び刑事被告人に對する物品の贈與 (第三十八條).....	七六
(39)	囚人に對する物品の贈與 (第三十九條).....	七六
(40)	囚人の賞譽 (第四十條).....	八〇
(41)	賞表を有する囚人の待遇 (第四十一條).....	八二
(42)	獄則違反の囚人の懲罰 (第四十二條).....	八三
(43)	幼年囚に對する懲罰 (第四十三條).....	八四
(44)	醫師の證明 (第四十四條).....	八四
(45)	欽を施す場合 (第四十五條).....	八六
(46)	欽を解く場合 (第四十六條).....	八九

第三章

監獄則施行細則

第一節 通則

(47)	賞表の褫奪 (第四十七條).....	八九
(48)	懲罰の免除 (第四十八條).....	九〇
(49)	免幽閉 (第四十九條).....	九〇
(50)	司獄官吏に對する苦情 (第五十條).....	九一
(51)	施行細則の制定 (第五十一條).....	九二
(52)	本則適用の範圍 (第五十二條).....	九二
	監獄則施行細則.....	九三
	第一節 通則.....	九三
(1)	入監の手續 (第一條及び第二條).....	九五
(2)	遵守すべき事項 (第三條).....	九七
(3)	監房前の掲示 (第四條).....	九七
(4)	領證 (第五條乃至第七條).....	一〇〇
(5)	監房に入るゝ物品 (第八條).....	一〇一

(6)	通身検査 (第九條).....	一〇一
(7)	放免期日 (第十條).....	一〇三
(8)	釋放の手續 (第十一條).....	一〇四
(9)	領置貨物下付の手續 (第十二條).....	一〇五
(10)	數名を釋放するの手續 (第十三條).....	一〇五
(11)	共犯人の別異 (第十四條).....	一〇六
(12)	特赦免幽閉假出獄 (第十五條乃至第二十一條).....	一一一
(13)	死刑 (第二十二條乃至第二十五條).....	一二五
(14)	監房に關する要件 (第二十六條乃至第三十一條).....	一三六
(15)	死刑場 (第三十二條).....	一三六
(16)	監房の設備品 (第三十三條乃至第三十五條).....	一三九

第二節 作業

(1)	作業の指定科程種類(第三十六條乃至第三十八條).....	一三三
-----	------------------------------	-----

第三節 工錢

(2)	外役 (第三十九條及び第四十條).....	一三三
(3)	副業 (第四十一條).....	一三四
(4)	作業の出來高 (第四十二條).....	一三四
(5)	科程の了否 (第四十三條).....	一三五
(6)	服役時間 (第四十四條).....	一三五
(7)	作業規定適用の範圍 (第四十五條).....	一三六

第三節 工錢.....一三七

(1)	工錢の料定 (第四十六條).....	一三七
(2)	工錢の給與 (第四十七條).....	一三八
(3)	免役日の使役 (第四十八條).....	一三八
(4)	工錢を給與せざる場合 (第四十九條).....	一三九
(5)	工錢の通知 (第五十條).....	一三九

第四節 給與

- (1) 衣類 (第五十一條)……………一三〇
- (2) 蒲團 (第五十二條)……………一三〇
- (3) 衣類の貸與 (第五十三條)……………一三一
- (4) 白布の縫着 (第五十四條)……………一三一
- (5) 衣類及び雜具の種類 (第五十五條)……………一三二
- (6) 病者の衣類雜具 (第五十六條)……………一三三
- (7) 療養に必要な飲食物 (第五十七條)……………一三五
- (8) 食物の購求 (第五十八條乃至六十條)……………一三五

第五章 衛生及び死亡

- (1) 清潔 (第六十一條及び第六十二條)……………一三七
- (2) 運動 (第六十三條)……………一三八

第六節 書信及び接見

- (3) 體量検査 (第六十四條)……………一三九
- (4) 浴晒 (第六十五條)……………一三九
- (5) 入浴 (第六十六條)……………一四〇
- (6) 鬚髮の梳理 (第六十七條及び第六十八條)……………一四一
- (7) 傳染病の豫防 (第六十九條乃至第七十一條)……………一四二
- (8) 危篤病者の通知 (第七十二條)……………一四四
- (9) 死亡の通知 (第七十三條)……………一四五
- (10) 死亡檢案 (第七十四條)……………一四五
- (11) 遺骸下付 (第七十五條及び第七十六條)……………一四七
- (12) 死亡者の領置貨物 (第七十七條)……………一四七
- (13) 合葬 (第七十八條)……………一四八
- (1) 書信 (第七十九條乃至第八十條)……………一五〇

第七節 差入品

- (2) 接見 (第八十一條乃至第八十五條)……………一五三
- (1) 差入るべき飲食品 (第八十六條)……………一五四
- (2) 差入品検査 (第八十七條)……………一五五
- (3) 衣類解縫 (第八十八條)……………一五五
- (4) 免幽閉を受けたる者の得たる寄附品(第八十九條)……………一五五

第八節 教誨及び教育

- (1) 教誨 (第九十條及び九十一條)……………一五七
- (2) 教育 (第九十二條)……………一五七

第九節 賞譽

- (1) 賞表 (第九十三條)……………一五八

第十節 懲罰

- (2) 賞表者の優待 (第九十四條)……………一五九
- (3) 金錢の賞與 (第九十五條)……………一六〇
- (1) 監房の別異 (第九十六條及び第九十七條)……………一六三
- (2) 執行の中止 (第九十八條)……………一六三
- (3) 施飲の免除 (第九十九條乃至第一百一條)……………一六四
- (4) 被罰者の動靜視察 (第一百二條)……………一六四

第四章 在監人行狀勘査及び賞與規定

第五章 被懲治者假出場規則

第六章 假出獄停止手續

第七章 典獄の職務

第八章 監獄書記の職務

第九章 看守長の職務……………一九三

第十章 看守及び監獄傭人分掌例……………一九七

第一節 看守の職務……………一九七

- (1) 巡警 (第一條)……………一九六
- (2) 人員の點檢 (第二條)……………一九六
- (3) 監房の檢査 (第三條)……………一九六
- (4) 行狀の視察 (第四條)……………一九〇
- (5) 科程の點檢 (第五條)……………一九〇
- (6) 工場の取締 (第六條)……………一九〇
- (7) 身体衣服の搜檢 (第七條)……………一九〇
- (8) 監門の守衛 (第八條)……………一九〇
- (9) 監房の閉閉 (第九條)……………一九〇
- (10) 諸物件の取締 (第十條)……………一九〇

- (11) 火災の豫防 (第十一條)……………一九五
- (12) 犯則の申告 (第十二條)……………一九四
- (13) 懲罰者の視察 (第十三條)……………一九三
- (14) 戒具の點檢 (第十四條)……………一九三
- (15) 物品受渡の立會 (第十五條)……………一九三
- (16) 接見及び教誨の立會 (第十六條)……………一九八
- (17) 醫治の立會 (第十七條)……………一九八
- (18) 急病の申告 (第十八條)……………一九九
- (19) 變災の準備 (第十九條)……………一九九
- (20) 反獄逃走等の場合の措置 (第二十條)……………二〇〇
- (21) 清潔の視察 (第二十一條)……………二〇一
- (22) 掃除の立會 (第二十二條)……………二〇二
- (23) 押丁授業手の視察 (第二十三條)……………二〇二
- (24) 異狀の申告 (第二十四條)……………二〇三

第二節 教誨師の職務

- (25) 在監人の押送 (第二十五條)……………二二三
- (26) 願訴の申告 (第二十六條)……………二二四
- (27) 代書 (第二十七條)……………二二五
- (1) 教誨及び教授 (第二十八條)……………二二六
- (2) 特別の教誨 (第二十九條)……………二二七
- (3) 行狀の報告 (第三十條)……………二二八
- (4) 監房の訪問 (第三十一條)……………二二八
- (5) 學業事項 (第三十二條)……………二二九
- (6) 賞罰事項 (第三十三條)……………二二九
- (7) 監房の教誨 (第三十四條)……………三〇〇
- (8) 改悛の狀の具申狀 (第三十五條)……………三〇一
- (9) 書籍器具の管理 (第三十六條)……………三〇三

第三節 醫師の職務

- (10) 言渡及び授與式の立會 (第三十七條)……………三〇三
- (1) 疾病の治療 (第三十八條)……………三〇四
- (2) 衛生事項 (第三十九條)……………三〇五
- (3) 調治簿の整理 (第四十條)……………三〇五
- (4) 體質の検査 (第四十一條)……………三〇六
- (5) 監房及び工場の巡視 (第四十二條)……………三〇七
- (6) 流行病 (第四十三條)……………三〇七
- (7) 受罰者の診断 (第四十四條)……………三〇九
- (8) 急發病者の診察 (第四十五條)……………三〇〇
- (9) 役業の種類の指定 (第四十六條)……………三〇一
- (10) 攝生物 (第四十七條)……………三〇一
- (11) 手術の具申 (第四十八條)……………三〇三

(12)	危篤の報告 (第四十九條).....	二三
(13)	死亡證書 (第五十條).....	二三
(14)	解剖 (第五十一條).....	二四
(15)	作病の申告 (第五十二條).....	二六
(16)	差入飲食物の検査 (第五十三條).....	二七
(17)	看病者の監視 (第五十四條).....	二八
(18)	器械及び書籍の管理 (第五十五條).....	二九
(19)	患者表 (第五十六條).....	二九
(20)	体格検査 (第五十七條).....	二九
第四節 女監取締の職務 二四		
(1)	職務の範圍 (第五十八條及び第五十九條).....	二四
(2)	看護 (第六十條).....	二四
(3)	器械類の受渡 (第六十一條).....	二四

第五節 押丁の職務..... 二五

(1)	身体衣服の搜檢 (第六十二條).....	二五
(2)	控繩及び戒護 (第六十三條).....	二五
(3)	死刑執行 (第六十四條).....	二五
(4)	檢房 (第六十五條).....	二五
(5)	門の開閉 (第六十六條).....	二六
(6)	諸物品の配與受渡 (第六十七條).....	二六
(7)	看護 (第六十八條).....	二六
(8)	死体片付 (第六十九條).....	二六
(9)	器械等の受渡 (第七十條).....	二五〇
(10)	物件の排列 (第七十一條).....	二五〇
(11)	監具の監視 (七十二條).....	二五〇
(12)	不潔の申告 (第七十三條).....	二五

- (13) 犯則の申告 (第七十四條)……………二五二
- (14) 異狀の申告 (第七十五條)……………二五二
- (15) 行狀の申告 (第七十六條)……………二五二
- (16) 火災の豫防 (第七十七條)……………二五三

第六節 授業手の職務……………二五三

- (1) 農工業の教授 (第七十八條)……………二五三
- (2) 科程の注視 (第七十九條)……………二五四
- (3) 器械雜具の整理 (第八十條)……………二五五
- (4) 科程及び工錢 (第八十一條)……………二五五
- (5) 役業の廢設 (第八十二條)……………二五六
- (6) 怠役の申告 (第八十三條)……………二五六
- (7) 器具の新調及び修繕 (第八十四條)……………二五七
- (8) 受業囚の優劣進否等の報告 (第八十五條)……………二五七

- 第十一章 司獄官吏採用法……………二五八
- 第十二章 看守教習法……………二六八
- 第十三章 司獄官吏の服制及び禮式……………二七〇
- 第十四章 懲戒……………二七五
- 第十五章 精勤證書及び休暇……………二七七
- 第十六章 俸給并に人員……………二七九
- 第十七章 司獄官吏の給助……………二八四
- 第十八章 司獄官吏の給與品貸與品手當金支給
及宿料給與……………二八九

日本監獄法目次終

日本監獄法

法學士 佐藤信安著

第一編 緒論

第一章 監獄制度の概念

凡そ監獄制度とは監獄及び其獄政に關する法制を謂ふ監獄とは國家的設備にして自由刑執行の場所たり然れども監獄は必ずしも既決の囚徒を拘禁するに止まらず或は未決の刑事被告人を拘禁するとあり或は特定の無罪者を留置することあり是れ監獄の種類に依りて生ずる所以なりとす夫れ刑罰は檢事の指揮命令を俟ちて執行すべきは勿論なり然れども此場合に於ける檢事の職權は唯其指揮命令を與ふるに止まり實際上刑罰の執行は司獄官吏乃至典獄の専ら任する所なり故に茲に刑事裁判の宣告終了する時は其宣告を受けたる囚徒を一定の獄舎へ送致して以て刑罰を執行せしむるは檢事自

監獄の種類

ら之を處理すれども其指揮命令に従ひて如何なる監房に入れ且つ如何なる役務に服せしむるかを決定するは是れ全く司獄官吏の職掌なりとす故に監獄制度は刑法及び刑事訴訟法と相關聯して其旨義を解釋せざる可からず

監獄を大別して二種とす嶋地獄及び内地獄是れなり島地獄とは徒刑流刑を執行する監獄を謂ひ内地獄とは懲役禁獄禁錮拘留を執行する監獄を謂ふ我が監獄制度に於ては監獄を別て六種と爲す(一)集治監とは徒刑流刑及舊法終身懲役に處せられたる者を拘禁する所にして司法大臣之を管轄す(二)假留監とは徒刑流刑に處せられたる者を集治監に發送する迄拘禁する所にして司法大臣又之を管轄す(三)地方監獄とは拘留禁錮禁獄懲役に處せられたる者及婦女にして徒刑に處せられたる者を拘禁する所にして警視總監北海道廳長官及び府縣長官及び府縣知事の管理に屬す(四)拘留監とは刑事被告人を拘禁する所にして警視總監北海道廳長官及び府縣知事の管理に屬す(五)留置場とは刑事被告人を一時留置する所とす但警察署内の留置場に於ては罰金を禁錮に換ふる者及拘留に處せられたる者を拘禁

監獄の主義

するを得べし(六)懲治場とは不論罪に係る幼者及び瘡癩者を懲治する所とす斯の如く我が監獄組織は司法大臣の管理に屬すると否とに由り中央監獄及び地方監獄の二階級に區別するを得べし乃ち司法大臣の管轄に屬するものは中央監獄にして其他の管轄に屬するものは皆地方監獄なりとす監獄制度の主義に關しては一國刑法の基礎に由りて二大別あり懲戒主義及び感化主義是れなり懲戒主義とは犯人を懲罰責戒するを以て目的と爲す故に大に囚人に苦役を科して其痛苦を知らしめんとを勉む又感化主義とは改惡遷善の心を感悔せしむるを以て目的と爲す故に大に囚人を促して改悛せしめんとを務む我が監獄制度は一方に於ては懲戒主義を採り又一方に於ては假出獄免曲閉獄内教育及び賞與の方法等感化主義を認めたるを見れば蓋し其の折衷主義を採れるや亦明白なり

獄政とは監房の排置及び其組織に關する制度を謂ふ獄政を別て通常三種と爲す(一)雜居制とは多數の罪囚を同一の監房中に起臥せしむる制度を云ふ又之れを分て二種とす一は犯罪の種類輕重を區別せずして一切の罪囚を雜

居せしむるもの一は之に反して同種類同程度の罪囚のみを雜居せしむるもの是なり此制度は犯罪的思想の交換を促し罪惡傳播の結果を生じ遂に小罪惡を化して大罪惡とならしむるの弊風あり故に現今學者の一齊に排斥する所なり然れども沿革上止むを得ず尙ほ之を採用せる國なきにわらず例へば我監獄制度の如し(一)分房制とは罪囚をして晝夜獨居せしむるの制度を云ふ乃ち各囚徒を晝夜一監房に拘禁して就役衣食其他生活上必要の事項を行はしめ以て個人的の教誡を爲すものなり是れ現今最も完全なる制度と稱せらるゝと雖ども其の長期の刑罰に適せざると且つ巨額の經費を要するに因り未だ一般に採用せらるゝに至らず分房制の一種として夜間獨居制なるものあり是れ専ら各分房制を矯正するの主旨に出でたるものにして各囚徒を晝間は同一の工場に雜居せしめ談話を嚴禁して役務に就かしめ唯夜間のみ各々別異の監房に獨居せしむるものを云ふ現下北米合衆國に於て廣く行はるゝと云ふ(三)階級制とは以上二種を折衷したるものにして囚徒をして良民的生活に復歸するの順序を得せしめんが爲に囚徒の階級を分ち始は之を嚴遇

し改悛の狀あるものには一級を進むるに隨ひて益々之を寛待するの制度を云ふ現今一般に行はれ我が監獄制度の如きも亦此主義を折衷せり

第二章 本邦監獄制度の沿革

上古

人衆集團して社會を爲す茲に犯罪の發生せざるを得ず本邦古代に於ても亦行刑の制度あり當時は犯罪を罰するに所謂收贖解除の法を以てしたりき之れを文献に徵するに天照太神の御代に當り素戔嗚尊罪を獲しに因り之に千座チウサ置戸オキドを科し其爪髮を抜去りて以て其罪を贖はしめ又天兒屋命をして解除の祝詞を宣せしめて之を根の國へ放逐すとあり爾來天兒屋命の後裔をして代々犯罪解除の事務を掌らしめたりと云ふ又神武天皇即位元年に至り罪名若干條を制定し犯人をして悔過遷善の道に就かしむる爲め其罪の輕重に従ひて贖物を徵し且つ神明に誓て拔除せしめ若し其元惡大惡にして到底改悛の見込なきものは物部氏に命じて之を殺戮せしめたりき其後崇神天皇十年に武埴安彥は出雲振根を誅すとあり又履仲天皇即位元年には仲の天子の

叛亂に連累したる者の罪を輕減して之を黥し或は使役に供せらるゝとあり即ち初て拘禁所を設置して囚徒を使役したりき

其後允恭天皇の御代に至りては既に流刑を定められ又雄略天皇の朝に於ては左降除名沒收焚殺等の刑罰を設けられ又清寧天皇即位四年には天皇親ら囚徒を記録し給ふとあり又崇峻天皇の朝には梟刑あり又疑獄の際に當り訴訟を斷するには所謂盟神操湯の法を設けられ泥土を釜中に沸騰せしめ犯人の手をして之を採らしめ以て其曲直を決定したりき要之當時の法規は頗る簡單にして殺人強盜姦淫の罪を犯せしものは之を死刑に處し窃盜犯者には其贓物を計りて之を賠償せしめ若し資財なき時は身を役して奴と爲し其他罪の輕重に従ひ流杖苔等の罰を科したりと云ふ

降りて推古天皇即位十二年に至り初て成文法を設けて憲法十七條を制定し又孝德天皇即位五年には初て八省百官を設置し其刑部省に囚獄司を置き刑部卿をして之を監督せしめたり是れ監獄監督廳を設けたるの嚆矢と爲す其後文武天皇の朝に至り唐律に倣ひて大寶律を制定せられ茲に於て刑罰

の法規稍々備はり乃ち刑を分ちて五罪と爲し又罰を分ちて二十等と爲し(一)答罪は十より五十まで(二)杖罪は六十より百まで(三)徒罪は一年より三年までと爲し各之を五等に分ち(四)流罪は近中遠の三等に分ち(五)死罪は絞斬の二等に分ち上下合計して二十等と爲せり又謀反謀大逆謀叛惡逆不道大不敬不孝不義を以て八虐と爲し之を犯したる者は常赦又は應議の思典に與ることを禁し以て君臣父子の分義を明にしたり其後聖武天皇の朝に及んで佛法盛行はれ遂に刑罰寬典の流弊を生じ神龜には詔して死罪を流罪に又流罪を徒罪に減刑し其他大赦常赦典赦等の詔を下して屢々囚徒の減刑を行ひたりき其後光仁天皇寶龜年代に至りては刑法却て峻嚴に赴き新に格殺の刑を設け放火盜賊の犯人をも衆人中に於て格殺するに至れり又花山天皇寛和年中には梟首に刑罰をも加へたりき然れども此時に當りて朝政稍々衰へ政權遂に遷りて武門に歸するに至り從て爾來六百餘年後水尾帝の御代則ち徳川幕府の初に至るの間は監獄の事務亦大に紊亂し又史上の材料乏しくして殆ど其真相を知るに由なし寔に嘆惜の至りと謂ふべし

其後慶長八年徳川家康幕府を江戸に開くに及んで刑罰を改めて死罪、遠島、追放、敲の四種に別ち尙ほ屬罪即ち附加刑として晒、入墨、欠所、非人、下手等を設けたり又其の他士人の閏刑には逼塞、閉門、蟄居、改易、切腹等を以てし又僧徒には晒、追院、構等を以てし又婦女には剃髮を以てし又奴婢人には呵責、過料、戸閉、手鎖等の刑罰を以てせり而して獄舎を江戸常盤橋外の水畔に設け靈元天皇延寶年間には之を小傳馬町に移し獄舎を分て五種と爲し(一)揚屋敷には凡そ將軍に謁見し得る資格を有する者の犯罪者を拘禁し(二)揚屋には士人及び僧侶の犯罪者を拘禁し(三)大牢並に(四)百姓牢には唯平民の犯罪者を拘禁し(五)女牢には婦女の犯罪者を拘禁し其他病監即ち俗に所謂留め場を市郊外の二ヶ所に設け以て病囚徒を拘禁したり而して監守即ち典獄には石出帶力なる者をして世々其任に當らしめ又同心即ち看守及び獄丁即ち押丁數名を之に隸屬せしめたり其の後享保七年に至り本所松坂町に一獄舎を設け馬喰町代官所即ち當時江戸近邊を支配せし地方官の管轄に屬せしめ之に隸從せる手附即ち同心の如き役人をして獄舎を監視せしめたり其他江戸以外に於ては京

都、大坂、長崎、奈良等尙も代官若くは奉行の治むる地方には必ず獄舎の設ありて又大小各藩に於ては皆幕府の制度に倣ひて監獄を設置せざるの所なし又當時江戸に於ては奉行即ち裁判所に三種ありて(一)勘定奉行は旗下其他重き身分ある犯罪者を裁判し(二)社寺奉行は僧侶及び位記を有せる神官の犯罪者を審理し(三)町奉行は普通の犯罪者を處断し之を市内の南北の二ヶ所に設け南北毎月交代に獄舎を監督せしめたり而して毎月交代の際若し未決囚ある時は必ず其事由を附記して老中を経て將軍の閱覽に供するの手續を行へり然るに後又之を略して唯老中のみを閱覽に供するに至りしと云ふ其後十代將軍家治の時寛政年中に及て人足寄場と稱する拘禁所を建設し以て市井に徘徊する乞食、浮浪の徒を驅集めて拘禁したり又當時の監獄には特に輿力同心をして之を巡檢せしめ尙ほ且つ町奉行は毎月一回之を巡閱し或は目付役、徒目付等をして臨時檢閲せしめたり斯の如く當時監獄管理の制度は頗る整頓周密の外観ありしと雖ども實際に於ては諸般の弊害續生し囚徒待遇の寛嚴は役人に對する賄賂の多少に因りて左右せられ所謂地獄の沙汰も金次第

の情況と成り且つ武斷政治の餘弊として人權を輕んじ斬り捨て御免など稱して良民共は何時生命を失はるゝやも計り難き的情況と成りければ一朝囚徒となりし者の生命の危殆なる實に累卵よりも酷しく殘虐無狀實に謂ふに忍びざるものありき

其後王政復古し今上天皇明治元年御位に即き給ふに及んで萬政茲に一新し専ら仁愛の政事を施し給ひ特に人權の重すべきに畏くも御心を留めさせ給ふに至り幕府時代殘虐無狀なる監獄制度も茲に釐革せられて専ら仁愛を以て囚徒を遇し教誨を以て之を歸善せしむる主旨を採る端緒を啓かれたり仍て明治二年には刑部省中に囚獄司を設置するの制を定め専ら優恤を旨義とし以て舊來の陋弊を刈除することを務め又明治三年十二月には新刑法乃ち新律綱領を發布せられ勅して朕刑部に勅して建書を改撰せしむ乃ち綱領の券を奏進す朕在廷諸臣と議し以て頒布を允す内外有司其れ之を遵守せよと告げ給ふ翌四年七月に至り刑部省廢止せられて更に司法省を設置し從て監獄も司法省の管轄に屬せしか幾何もなく又之を改正して監獄の事務は凡

近

世

て之を地方廳の管理に歸屬せしめたり是より先き我が政府は監獄改良の頗る急務なるを認め特に囚獄權正小原重成氏を東洋英領地方即ち香港新嘉坡等へ派遣して其實況を調査せしめ其復命の結果として明治五年十二月監獄則及び監獄則圖式の制定發布となれり其規則の緒言に曰く獄とは何ぞ罪人を禁鎖して之を懲戒するの所以なり又曰く獄は人を仁愛する所以にして人を殘虐するものに非ず人を懲戒する所以にして人を痛苦するものに非ず又曰く刑を用ゆるは已むを得ざるに出つ國の爲め害を除く所以なり獄司飲て此意を體し罪囚を遇すべしと即ち監獄は殘虐痛苦を與ふるにあらずして仁愛的懲戒の場所たるを明にせり而して其綱領を七に分ち(一)興造(二)繫獄(三)懲役(四)疾病(附死亡)(五)處刑(六)官員(七)雜則と爲せり今日より之を觀れば因より批難すへきの點尠少ならずと雖も然も泰西文物の未だ充分に輸入せられざるの當時に於て斯る比較的完全なる規則を制定せられしは實に感嘆するの外なし然れ共惜む哉遂に實行を見ずして廢止せらる即ち明治五年十一月布告第三百七十八號に曰く今般監獄則並圖式頒布相成候尤一般の監獄一時に御

改造相成兼候に付追て東京府下に於て造築可相成候間各地方に於ては禁囚所遇及懲役のみ先以規則の通施行可致事云々と又明治六年四月布告第百廿九號に曰く壬申第三百七十八號布告監獄則並圖式を頒布し且禁囚所遇及懲役法のみ先可致施行旨相達置候處御詮議の次第有之に付當方總て從前の通可取計候事云々と其後明治六年二月に至り第七十一號布告に於て曰く壬申第三百七十八號監獄則並に圖式頒布管杖の實決を廢せられ管杖徒準徒終身懲役等同書中備載方法の通各地方に於て施行致候に付從來の徒場を懲役場と稱へ換へ候事云々と又同年五月に至り新に改定律例を發布せられ其詔に於て曰く朕曩に司法に勅し國家の成憲に付き各國の定律を酌み改定律令を修撰せしむ今や編纂成を告く朕乃ち内閣諸臣と辯論裁定し之を頒布せしむ爾臣僚其之に遵守せよと大に管杖等の施體刑を斷然廢棄し且刑名を取捨改正する所あり乃ち徒流等の刑を廢止し斬絞の外終身懲役の刑罰を設けたり明治七年十一月に至り司法省及び全國各裁判所に屬する監倉を除き其他凡て未既決兩監を内務省の統轄に屬せしめ内務省第一局第一課に於て監獄事

務を處理したり同八年十一月には更に其事務を警保寮に移し同九年四月には之を廢して新に警保局を設け一般監獄事務を處理せしめ且つ各地の監倉をも盡く内務省に歸屬せしめ東京に在るものは警視廳をして各地に在るものは各府縣廳をして司管せしめたり又是より先總て監獄經費も支費支辨の事に決定せられ監獄の事務大に其面目を改めたり又明治八年一月には大政官達第八號を以て囚人給與規則を制定せられたり然れども當時我が國情は未だ此等の規定を充分實行するを許さず唯各地の便宜に任して施行せしめたり故に大に紛亂錯雜を極め或る地方に於ては監獄吏の如きも巡查警部又は外吏等をして之を兼掌せしむるものあり其他工業の如き遇囚の如き一定の旨義方針の存するもなく監獄とは刑の被宣告者を一定の期間拘禁して滿期釋放すれば足れりと爲したりき其後明治十五年西南兵亂の餘響として財政整理上止むを得ず明治十三年十一月五日には布告第四十八號を以て監獄費を地方税經濟の負擔に移すに至り更に獄制進歩上に一大頓挫を與へたり又同年五月には佛國刑典に倣ひたる新刑法を制定發布し翌十四年一月より

施行する事となれり依て新刑法實施の準備として十四年九月には大政官達第八十一號を以て監獄則在監人給與規則及以在監人傭工錢規則を共に改正し翌十五年一月より之を實施するとなれり監獄則は既に明治五年に發布せられしか故に之を改正と稱するも事實上之を新定監獄則と稱するも可なり何となれば明治五年發布の監獄は殆ど實施を見ざりしを以てなり然とも法文上に於て觀察すれば後者の前者に劣れる實に數等なるを見るべし蓋し曩の監獄則に於ては所謂階級法を採り精細の規定を設けたりと雖も改正監獄則に於ては全則を四編十五章百十三條に分ち汎則規程構造役法給與教誨賞罰等に關し周到詳密の規定を設けしか如きも監獄の眼目たる拘禁法の規定に關し頗る淺薄を極め唯僅に混同雜居制を規定したればなり是に於て獄制改良の途益々杜絶せられ懲戒行はれず紀律立たず囚人を待つと猶職工を待つか如く獄舎を見ると恰も工業場を見るか如し刑獄の効果毫も現はれざるに至れり之か爲に終に輿論の反動を惹起し大に懲罰の寛宥を攻撃し犯罪増加の原因を一に治獄不完全の責に歸するに至れり遂に極端論者は空役放

流其他体刑等嚴酷なる刑罰の設定を要求するものあり又一方に於ては改正監獄則の實際適用上不便なる點尠ならず其他條約改正を始とし種々外部事情の必要に迫らるゝわり當局者に於ても繰復審議の結果遂に明治二十二年七月に至り勅令第九十三號を以て再び改正監獄則を制定發布するに至れり是れ即ち現行監獄則なりとす因より其後に至り改正せられたる點少なからずと雖も要するに現行監獄則の骨子は既に茲に定まれりと謂ふべし今其監獄則改正の要點を擧ぐれば蓋し左の諸項に過ぎざるべし

- (一) 勅令を以て監獄一般の重要事項を規定し其手續方法に關する施行細則の規定は之を内務省令に譲りし事
- (二) 未決者を以て無罪純白の良民と看做し之を刑事被告人と改稱し又其拘禁の場所を拘置監と改稱し其他懲罰の規定を全廢し食物の自辯を許す等務て人身自由の制限を寛和せし事
- (三) 定役に服せざる囚人の髮鬚を蓄ふるを許し總て刑罰以外の痛苦を與へざる方針を採りし事

- (四) 一般囚人を遇するに食物の分量を増加し又給與工錢の額を増し重罪輕罪及び無定役囚との區別に由り給額を増減せし事
 - (五) 看讀書籍差入品信書及び接見等の制限を頗る寛大にし賞表者を遇するに特に食物を與ふる等優遇の法を設けし事
 - (六) 情願懲治人又は別房留置人に關する原則の規定を削除し此種の者は之を私立の感化院に入るゝの得策なるを暗に示せし事
 - (七) 囚徒中傳告者又は誘工者なる役目を廢し以て一般囚徒の待遇を平等ならしめ平囚を凌壓するの弊害を除きし事
- 之を要するに改正監獄則を以て舊監獄則に比すれば其法文の體裁上及び學理の應用上比較的進歩したりと雖とも而も斷然雜居制の舊套を脱する能はず唯僅に階級制の積未の一部分を採用したるのみ故に吾人は未だ之を以て完全なる規定と稱するを得ず然とも監獄の基礎は刑法に在り現行刑法にして改正せらるゝにあらんは獄制の改良亦望むべからざるなり依て當局者に於ても大に其不完全を認め適當なる司獄官を養成して以て其欠點を補は

んと欲し先づ明治廿二年十一月には治獄の經驗ある名士フアンゼーパツハ氏を獨逸より招聘して以て獄制改良の顧問となし同廿三年二月には監獄官練習所を創設して典獄以下の司獄官吏を薰陶し又同年十一月には内務省中に監獄評議委員會を組織して監獄の構造其他重要事項を審議せしめ或は屢々巡回官を各地方に派遣して監獄實務を監督せしめ其他は各地方を勸誘して獄舎改築を實行せしめ或は地方官に訓令して出獄人保護事業の實施を計畫獎勵せしめ或は監獄長官の位置を進め其職權を擴張し益々其獨立を鞏固ならしむる等實際上着々改良の績を挙げんと欲したりき明治廿三年七月には勅令第十五號を以て海軍監獄則を發布し同廿七年一月に勅令第三號を以て陸軍監獄條例を公布し又陸軍省令第一號を以て陸軍監獄條例施行細則を公布し以て軍事に關する特別の治獄制度を定めたり其後清國臺灣の我邦領土に編入せらるゝや同卅二年二月には律令第三號を以て臺灣監獄則を公布せられ其他許多の特別細則を制定せられたり是より先き監獄費國庫支辨問題は絶へず朝野識者の間に唱道せられ第二期帝國議會以來屢々政府提出案

として提出せられしか途に同卅三年第十三期帝國議會に於て可決せられ同年十一月一日より其施行を見るに至り茲に於て獄制改良上一新时期を開くに至れり又同卅二年には勅令第三百四十四號を以て從來の監獄則中に大改正を行ひ従て同時に内務省令第三十八號を以て亦監獄則施行細則を全然改正せり而して翌三十三年四月には勅令第七十二號を以て再々監獄則を改正し同年七月一日より獄制事務を司法省に移し司法大臣をして監獄を統轄せしむるに定めたり又近頃吾人の傳聞する所に由れば我が法典調査會に於ては既に改正刑法案を脱稿し了り帝國議會に提出せられて確定法律と成る亦近きに在らんとすと謂ふ従て之に附帶する我が監獄則其他諸般規定の改正せらるゝは亦期して俟つべきなり

第二編 日本監獄法

第一章 總論

本邦監獄制度の沿革は既に前章に於て略陳したるが如し凡そ刑獄に關する規定を數ふれば實に枚擧に遑わらざるべし然り而して茲に日本監獄法と稱するは主として普通監獄則乃ち監獄則監獄則施行細則及び看守及び監獄備人分掌例の三者を指せるのみ夫の海陸軍監獄則の如きは海陸軍大臣の主管に屬し所謂特別監獄則の範圍に在り故に本編に於て説明せず又臺灣監獄則の如きも普通監獄則と大同小異にして苟も普通監獄則の意義に通ずる時は亦容易に之を了解することを得べし故に是又其説明を省略す故に本編に於ては専ら普通監獄則諸法規の逐條釋義を爲さんとす故に讀者は該法規を研究するに當り其他之に附帶する諸般の特別法規を參照して反覆攻竅以て其眞意義を了解するを要す今普通監獄則に聯關する重なる規定を擧ぐれば次の如し

囚徒送致並に聯合地方區分(明治十七年七月内務省達乙第三十號)沖繩縣人徒流刑に處せられたるもの發配及び取扱方(明治十六年一月第四號)送(罰金を輕禁錮十日以下に換へたる時警察署附屬の留置場に於て執行方(明治十七年七月内務司法兩省達乙第三十四號)死刑者犯山牌の揭示儀式(明治十五年二月司法省達丙第三號)監視假免假出獄上申方(明治十七年七月内務司法兩省達乙第三十二號)被懲治者假出場規則(明治十九年十一月内務省令第二十四號)假出獄停止手續(明治十八年九月司法内務兩省丙第七號)在監人行狀勘査及び賞與規程(明治三十年勅令内務省訓令第五號)北海道廳下在監人行狀勘査及び賞與方(明治三十年二月律令第三號)臺灣在監人の藥代に關する件(明治卅二年二月臺灣總督府令第十號)臺灣囚人工錢給與規則(明治三十年十月臺灣總督府令第五十號)臺灣死刑執行規則(明治三十年七月臺灣總督府令第二十三號)監獄支署に看守部長を置くの件(明治二十五年三月内務省訓令第二號)看守部長に關する規定を廳府縣

監獄及び集治監假留監に適用法(明治二十六年九月内務省訓令第十六號)

第二章 監獄則

現行監獄則は既に本邦監獄制度の沿革に於て陳へたる如く明治六年十一月始て新定監獄則を發布せられ同十四年九月之を改正し同二十二年七月又之を改正し其後同三十二年及び三十三年の兩度に之を改正したるものなり全則五十三條より成立す今左に條を逐ふて其法文の旨義精神の存する所を説明し併して實際に關する手續方法等をも參述する所あらんとす

第一條

監獄を別て左の六種となす

- 一 集治監 徒刑流刑及舊法懲役終身に處せられたる者を拘禁する所とす
- 二 假留監 徒刑流刑に處せられたる者を集治監に發遣する迄拘

(一)監獄の種
類併に名稱

禁する所とす

- 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役に處せられたる者及婦女にして徒刑に處せられたる者を拘禁する所とす
- 四 拘置監 刑事被告人を拘禁する所とす
- 五 留置 刑事被告人を一時留置する所とす但警察署内の留置場に於ては罰金を禁錮に換ふる者及拘留に處せられたるものを拘禁することを得
- 六 懲治場 不論罪に係る幼者及瘠弱者を懲治する所とす

本條は監獄の種類並に其名稱を指定せり

(一)集治監は目下全國に四個所あり即ち東京集治監十二年四月設置宮城集治監同上福岡縣下三池集治監十六年三月設置及び北海道樺戸集治監十四年八月設置是なり又北海道に於ては空知釧路及び十勝に分監の設置あり集治監の名稱及び位置は司法大臣之を定む明治二十八年七月勅令十八號達集治監假留監官制集治監とは徒刑流刑及び舊法懲役終身に處せられたるを拘者

禁して其刑を執行する所なり徒刑と有期無期を分たす島地に發遣して定役に服せしむるものを云ふ但し徒刑の婦女は島地に發遣せずして内地の懲役場に於て定役に服せしむ刑法第十七條及第十八條流刑とは無期有期を分たす島地の獄に幽閉し定役に服せしめざるものを云ふ刑法第二十條又舊法懲役終身とは舊刑法に據り終身懲役の刑に處せられたるものを云ふ斯の如く徒刑及び流刑は島地に於て執行せらるべきものなるか故に集治監の位置は北海道の如き島地に在るを以て正常とす從て内地に在る集治監則ち東京宮城三池に於ては本則の適用上單に舊法懲役終身に處せられたる者を拘禁執行するの外なしと謂ふを得へし而して舊法懲役終身囚は將來漸次消滅に歸すべきものなるか故に現今刑法の改正せられたる後は是等の内地集治監は全廢せらるゝに至るべき歟

(二)假留監とは明治二十八年七月勅令第九十八號達に依り規定せられたる如く北海道集治監を除くの外總て集治監に附設するものにして徒刑流刑に處せられたる者を島地の集治監に發遣する迄一時拘禁するの所とす

徒刑又は流刑に處せられたる者を地方監獄より假留監に送致するの手續及び假留監聯合地方の區分法に關しては明治十七年七月内務省乙第三十號達を參照すべきなり

(三)地方監獄とは各地方にありて地方官の管理する拘留場及懲治場を謂ふ而して本監には拘留禁錮禁獄及懲役の刑罰に處せられたる者並に婦女にして徒刑に處せられたる者を拘禁する所とす

(四)拘留監とは刑事被告人即ち未だ有罪と決定せざるものを拘禁する所とす其裁判所の關係最も密なる故に裁判所に近接したる位置に設くる事を要す拘留監は刑事被告人を拘禁する所なるを以て拘留狀或は收監狀を發したるものなるを要するは勿論なれども時宜に依り拘引狀を發して拘引せしむるのを留置するも妨げなしとす

(五)留置場とは刑事被告人を一時留置する所にして裁判所又は警察署の内に設置するものとす警察署内の留置場には獨り拘引狀を發して拘引せしむるのを四十八時間留置するのみならず時としては拘留監として拘留狀又は收

(二)監獄の最高監督權の所在

監狀を受けたる刑事被告人をも拘留することあるへし警察署の留置場に於ては罪金を輕禁錮に代へられたる者及び拘留に處せられたるものを拘禁することを得へし然れども拘留及び輕禁錮の刑罰に處せられたるものは地方監獄に拘禁すべきものなるか故に是等を警察署の留置場に於て拘禁するは便宜上の一變制たるに過ぎず

(六)懲治場とは不論罪に係る幼者及び瘡腫者を懲治する所とす其目的たるや刑の執行にあらすして只刑法第七十九條同第八十條同第八十二條の規定に依り懲治場に入るゝの言渡しを受けたる者を拘禁して之に懲治を施し之を教誨感化して其行狀を改悛せしむるにありとす故に懲治場を以て監獄の一種と見做すは事理の宜らしきを得たるものにあらずと雖も苟も官に於て之を設置する以上は其目的に差支へなき限り其管理の便宜上監獄の一種として其制規を定めざるを得ず

第二條

監獄は司法大臣の監督に屬す

監獄の種類は前條に述べたるか如し而て本條は是等の監獄に對する最高監督權の所在を示したるものなり監獄の最高監督權の所在に關しては法制區々たり或は(一)監獄は司法處斷の結果に屬するの理由を以て之を司法大臣の管轄に屬せしむるものあり和蘭、白耳義、埃太利等の如し或は(二)監獄は行政事務にして司法の干與すへきにあらざるの理由を以て之を内務大臣の管轄に屬せしむるものあり佛蘭西、英吉利、魯西亞等の如し或は(三)監獄を以て司法行政の混合事務と着做して之を司法内務兩大臣の管轄に屬せしむるものあり獨逸聯邦の如し或は(四)監獄を以て全然特殊の事務と看做し獨立の部局を設けて之を管轄せしむるものあり瑞曲、伊太利等の如し我監獄則に於ては當初第二の主義を探り監獄を以て内務大臣の監督に屬せしめしか明治三十三年四月勅令七十二號を以て之を改正し遂に第一の主義を採用して監獄を以て全然司法大臣の監督指揮の下に屬すへきを規定するに至れり

(三)監獄の直接監督權の所在

第三條

集治監及假留監は司法大臣之を管理し其他の監獄は警視總監北海道

(四)監獄の巡視及巡視

廳長官府縣知事東京府を除く之を管理す
 本條は監獄の直接監督權の所在を規定せり則ち集治監及假留監は司法大臣直接に之を指揮監督し司法大臣直隸の典獄をして之れを管理せしむ其他の監獄即ち地方監獄拘置監留置場等は其東京にあるものは警視總監之を指揮監督し北海道にあるものは北海道廳長官直接に之を指揮監督し其他の府縣にあるものは府縣知事を直接に之を指揮監督し皆各廳府縣の典獄をして之を管理せしむるものとす

第四條

司法大臣は隨時監獄巡閱官をして各監獄を巡閱せしむべし
 警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府を除く)は每年少なくとも一回所轄の監獄を巡閱すべし
 裁判官は時々其裁判所管内にある拘置監を巡視すべし
 檢察官は時々其裁判所管轄内に在る監獄を巡視すべし
 直接監督權の作用は巡閱申報及裁決の三とす故に司法大臣は隨時に監獄

巡閲官をして各監獄を巡視せしめ法律命令の實行事務等の整否を査閲せしむるを要す

又警視總監北海道廳長官各府縣知事東京府を除くは每年少なくとも一回其管轄する監獄を巡閲し又時々若くは定期に申報を徵集して監獄事務の整否行刑の狀況等を視察監督し日常處理すべき事項は典獄の發議によりて之に裁決を與へて施行せしむ又或事項に就ては典獄に委任して之を專行せしむる事を得へし而して自から其管轄監獄を巡閲したる時は直ちに其所見の事項を司法大臣に申報するを要するは勿論なり而して又典獄も其所轄各監獄支署及び廳府縣内の警察留置場を巡閲したる時は直ちに其狀況に對し意見を付して所屬長官に報告し又長官は之を司法大臣に申報すべき者どす
裁判官は其職務上刑事被告人拘禁の實況を監察するの必用あるか故に時々其裁判所管轄内にある拘留監を巡視するを要す

又檢察官は犯罪に關し取調べの處分及法律の適用を請求し且裁判所の命令及び言渡しの執行を指揮監督するの職權を有するか故に時々若くは定期

に其管理内に在る各種の監獄を巡廻視察して拘禁の實況及刑罪施行の狀況を視察する事を要す而して裁判官及檢察官に於て若し其管轄内の拘留監又は其他の監獄を巡視したるときは必ず其視察したる所の實況及之に對する改良若くは處分の意見を具して之を司法大臣に申報する事を要す
本條に於て巡閲及び巡視の二者を區別したるは蓋し其視察に關し職權上輕重の差異あるによる即ち巡閲は直接監督者たる司法大臣及び地方長官自から若くは其代理として視察するものにして監獄事務の内部に立入りて査閲觀察するの權を有し又巡視は直接監視權を有せざる司法官吏が其職務上より觀察するものにして只監獄管理の狀況を視察するの權を有するに止まるものなり

(五)府縣會議員の監督巡視

第五條

府縣會議員は臨時其府縣所轄の監獄を巡見することを得
府縣會議員は何時にても其府縣所轄の監獄を巡見即參觀することを得へし而して典獄は參觀の請求あるときは只之を承認するの權あるに止まり常

然之を許否するの權を有せず蓋し監獄費地方税支辨の時代に於ては府縣會議員は地方税を以て支辨すべき監獄費の豫算及び其徵收方法を議するの權を有するが故に時々其實際に就て費途を質し且是に關聯する管理の實況を查察參考するの必要あることと勿論なり然れども監獄費國庫支辨の現時に於て獨り府縣會議員をして臨時其府縣所管の監獄を巡見するを得るの特權を與ふるは何の必要あるかを解するを得ず若し彼等にして人衆の代表者たるの故を以て獄制改良の獎勵上特に此權を與へたりとせば他の人衆の代表者たる代議士等にも亦之を與へざるへからざるに至る之を要するに監獄費國庫支辨の現時に於て本條の規定は格別其必要を見ざるものなるべし

(六)入監者領收の要件

第六條

新に入監する者あるときは令狀宣告書執行指揮書其他適法の文書を査閱したる後入監せしむべし

本條は司獄官が入監者を領收するに要する條件を規定せり茲に令狀とは拘引狀拘留狀及び收監狀を云ふ又宣告書とは裁判所に於ける刑罰の言渡狀

(七)女監の子の乳養

第七條

在監の婦女其の子を乳養せんと請ふときは其齡滿一歲に至る迄之を

を云ふ又執行指揮書とは裁判所が刑罰の執行を命令せるものを云ふ裁判所が囚徒若くは懲治人を監獄へ送附する際に於ては其宣告書の謄本を送達すべきものとす而して其宣告書は凡て監署に留置し本人の請求ある時に限り之を示すものなり又適法の文書とは他の監獄より收受する場合に於ては身上簿領置目錄押送途中行狀録等の文書を云ふ而して囚人及び懲治人に對しては宣告書及び執行指揮書の具備あるを要し刑事被告人に對しては令狀即ち拘引狀若くは拘留狀の具備あるを要す

新に入監する者あるときは司獄官に於ては以上の文書を検査閱覽して其要件を具備したる時に直に之を入監せしむべし故に此要件を充さざる者を領收し且つ拘禁する能はざるは勿論にして本條は實に人身の自由を保護する重要な規定なり若し司獄官にして本條の要件を充さざる者を拘禁すれば即ち刑法第二百七十九條の制裁を受けざるべからず

許すことを得

在監の婦女にして其實子若くは養子を乳養せんと請ふときは其母囚の入監の當時に其乳兒を携帶せると否とを問はず苟くも母囚に於て實際之を乳養するの生力ありと認めたる場合に於ては其乳兒が滿一歳に達する迄は之を監内に於て乳養することを許さざるべからず而して其收監に際しては別に文書の具備を要せざるなり是れ止むを得ざる變例にして實に慈愛主義の寓する所なり乳養の孩兒にして滿一歳に達する時は何等の事情あるも尙ほ之を監内に留むることを得ず故に若し家元若くは親戚等にして其乳兒を引取りて養育する者なきときは乳兒在籍の地方税を以て養育せしむるか其他如何なる方法を以てするとも之を監内に留むることを得ざるなり

第八條

新に入監する者の携有する財貨物件は悉く點檢して之を領置すべし但し監獄則施行細則に依り處分するは此の限にあらす
新に入監する者の携有する財貨物件は司獄官に於て悉く之を點檢して領

(八)入監者携有物の領置

置せざるべからず其領置の手續は後に詳説する如く施行細則第五條乃至第八條に準據せざるべからず入監者の携有物と雖ども施行細則例へば細則第七條第一項に依り領置すべきものは別に之を點檢するに及ばず即ち本條規定の範圍外なりとす又點檢の際陰匿せし貨物と雖も發見の上更に點檢して領置すべきなり

入監者の携有品中其監房に於て所持することを許さるべきものは一旦領置の手續を爲したる後直に之を交付するも可なり又囚人をして漸次之を使用若くは消費せしむるも亦可なりとす

領置品は司獄官に於て最も正確親切に保管するを要す故に領置品に對しては毎に火災、盜難、鼠害、蟲害、障害等を豫防するの注意なかるべからざるなり故に領置品にして盜難に罹りたる物は官より之を辨償すべきは勿論なりと雖も避くべからざる天災、蟲害、鼠害等に罹りたるものは官より之を辨償するの限りにあらず

第九條

(九)變災の場

水火風震等非常の變災に際し監獄園内に於て避災の手段なしと考定するときは典獄は其狀況に依り在監の囚人懲治人及刑事被告人を他所に押送し其災を避けしむべし若し押送するの適なきときは一時之を解放することを得
解放に遭ひたる者は其時より二十四時以内に監署又は警察署に其旨を申出のべし

本條は非常變災の場合に於ける處分法を規定せり蓋し監獄に於ては水火風震等人命に危害を興ふべき非常變災の場合に於て在監人を避災せしむべき適當の準備なかるべからず然れども狀況切迫して到底監獄園内に於て避災せしむべきの手段方法なしと考定したるときは典獄は先づ在監の囚人懲治人及び刑事被告人を他の排圍ある堅固の場所へ押送して災危を避けしめざるべからず此際若し司獄官吏の盡力にて不充分なるを見る時は尙ほ警察官又は憲兵の助力を求むるも可なり在監人を避災せしむるは其生命の救護にあり故に在監人の種類に由り輕重先後の差異なきは勿論なれども凡て危

害の最も切迫せるものより順次に救護するは司獄官の隨意なりとす女監は男監より先きに老者病者は壯者健者より先きに救護するは敢て不可なりとせず

若し事情急迫災變激烈にして在監人を他所へ押送するの適なきときは典獄は止むを得ず一時在監人を解放することを得べし然ども此場合に於ける解放は刑期満了の者を出監して解放するの意義と異り唯だ危害を避くるが爲一時在監人の戒護を解て之を監外に放つの意義に外ならず故に解放せられたる者は解放中と雖も其資格は在監中と毫も異なる所なし從て解放後二十四時間以内に於ても司獄官憲兵又は警察官等は便宜に之を引致することを得べし而して解放せられたる者にして解放後二十四時間以内に監署又は警察署に其旨を申出さる時は刑法第四百二十二條乃至第四百四十五條に由り囚徒逃走罪を以て處分せらるべきは勿論なり

第十條

滿期の者を釋放するは其滿期の翌日午前十時を過くべからず

(十)囚人の釋放

本條は刑期満了の囚人を釋放する時日の制限を規定せり本條に滿期者を解放するに翌日午前十時を以て其制限となしたるは蓋し刑法第四十九條第二項に受刑の初日は時間を論せず一日に算入し放免の日は刑期に算入せずと規定したるの結果なり若し法理上より論ずれば囚人の釋放は刑罰執行の開始に適該する同時刻に於て之を爲さるべからず如何となれば刑期満了に至れば囚人は普通良民と均しく既に自由權を享有する者なり而して尙ほ之を監内に留置するは自由權侵害の嫌あればなり然るに本條に於て翌日と規定したるは實に止むを得ざるの變例なりと謂はざるを得ず蓋し實際に於て若し釋放は滿期の瞬間に於て決行せざるべからずとすれば時として夜中に於ても之を釋放せざるべからず然るに夜中に於て監房を開きて囚人を釋放するは監獄取締上及び公衆の安寧上不利なるのみならず亦釋放せられたる者も却て不便を感ずること尠少しとせず故に本條に於て斯の如く變例を設けたるなり

滿期翌日は日曜日、大祭祝日、其他何等の休暇に當るも勿論釋放を決行すべ

(十二)囚人の監房の別異

きなり尙ほ刑期満了者の釋放手續に關しては監獄則施行細則第十條乃至第十三條及び看守及監獄備人分掌例第二十九條を參照すべし

第十一條

囚人は各罪質に従て嚴に其監房を別異し其中に就き年齢に従ひ左の如く別異す

- 一 滿十二歳以上十六歳未滿の者
- 二 滿十六歳以上二十歳未滿の者
- 三 滿二十歳以上の者
- 四 滿十六歳以上二十歳未滿再犯の者
- 五 滿二十歳以上再犯の者

本條は囚人の拘禁法を規定せるものにして實に監獄則全体の主腦なりと謂ふべし

第十二條

懲治人は左の年齢に従ひ其監房を別異す

(十三)懲治人の監房の別異

- 一 満八歳以上十六歳未満の者
- 二 満十六歳以上二十歳未満の者
- 三 満二十歳以上の者

本條に於て懲治人とは唯刑法第七十九條第八十條及び第八十二條に該當する者を云ふ懲治人を其年齢に従ひて監房を別異するの旨趣は大略前條に説明したる所と同じ唯懲治人に限り其初犯と再犯とを區別せざるは元來懲治者は其初犯と再犯とを問はず凡て是非を辨別せざる無意の犯行に因り入監せらるゝものなるか故に其犯數に由り之を別異するの必要なが爲めなり且つ懲治人は實際上其數少きを通例となすか故に犯數に由り強て之を別異するときは勢ひ獨居者を生ずるの不利を見るに至る是れ懲治の制度上最も忌むべきことなり蓋し懲治場は成るべく之を家族的に組織するを要す同房者は互に兄弟の如く相親和し又管理人に對しては父母の如く互に相慈愛し以て慈愛的に他働的に薰陶せらるべきなり故に衛生上其他止むを得ざるの必要に出づるの外は成るべく懲治人をして廣大なる同室房に群居せしめ朝

第十三條 刑事被告人の監房の別異

夕起居の規律を極て嚴肅にし以て一房團樂中に友愛の情を涵養せしむべし本條に單に年齢に由り懲治人を別異せしも亦此主旨に外ならざるなり

第十 三 條

刑事被告人は各罪質に従て其監房を別異し其中に就き年齢に従ひ左の如く別異す

- 一 満十二歳以上十六歳未満の者
- 二 満十六歳以上二十歳未満の者
- 三 満二十歳以上の者

本條は刑事被告人の監房別異を規定せり其旨趣は大略第十一條に解説する所と同じ蓋し刑事被告人は罪跡審理中の者なるを以て未だ刑罰を科せられざる間は法理上無罪純良の良民を以て待遇すべきなり然とも其犯罪の性質を區別せず均しく之を同監房に群居せしむるときは身分教育あり且つ罪質の醜惡ならざる刑事被告人は之が爲に殆んど處刑せられしと同一の苦痛及び耻辱を感ずるに至るべし又罪質の別異法を行はざるときは刑事被告人

中往々他の狡猾悍悪なる刑事被告人の誘惑教唆する所となり或は之が爲に犯證を湮滅し或は益々其罪惡を増長するに至らしむるの恐あり而して其罪質の外尙ほ年齢に従ひ別異するも亦少年者をして悪習の犠牲と爲り或は悪漢の誘惑する所となるを防ぐの旨趣に外ならざるなり

監獄則施行細則第十四條には刑事被告人の中共犯人あるときは其監房を別異すべきことを規定せり是れ亦刑事被告人検査上最も肝要なりとす

第十四條

地方監獄拘留監懲治場の一區劃内に在るものは塙壁を以て之を區劃すべし

地方監獄拘留監懲治場は各其管理の目的及び方法を異にす故に従て其所在の位置を獨立せしむるに非らずんば勢ひ互に其目的を阻害し且其管理の規制を相制肘せらるゝに至る例へば地方監獄は衛生上經濟上等の關係より成るべく運輸交通の便ある地方に在るを要し又拘留監は裁判所との交通頻繁なるが爲に成るべく裁判所に接近して存在するを要し又懲治場は感化止

(十四)別種監獄の區劃

(十五)男監女監の嚴隔

成るべく都會を離れ田舎殊に農業地方に存在するを要す然れども實際上より之を見れば各種の監獄を獨立離隔せしむるは經濟其他諸般の關係上却て不便利を感ずる場合尠ならず是れ即ち我が監獄則に於て獨立的離隔を本則とし併合的離隔を變例と爲し本條を以て其變例を規定したる所以なり故に一區劃内に於て各種監獄を集設する場合に於ては即ち本條の旨趣に據り必ずや堅牢嚴重なる塙壁を設けて各種監獄の區劃を計らざるべからざるなり

第十五條

凡そ監獄は男監女監の別を嚴隔すべし

監獄の種類に由り其區劃を嚴重にせざるべからざるは勿論なれども尙ほ同種類の監獄中に於ても男監女監の嚴隔を必要とす是れ蓋し異性者をして相見ゆるの機會を得せらしむるが爲にして監内風紀取締上最も肝要なるは亦多辯を要せざるなり故に塗塙煉瓦塙等を以て堅固なる塙壁を造り以て男女兩監の間を嚴重に區劃せざるべからざるなり

(十六)押送の方法

第十六條

囚人及刑事被告人を裁判所又は他監に押送するときは男と女とを分ち時宜に依り戒具を用ふることを得但懲治人には戒具を用ひず

本條に所謂戒具とは手錠縛繩等を指す又本條には囚人及刑事被告人どおりて懲治人を脱せるも尙ほ當然懲治人を包括せるは但書に於て懲治人は戒具を用ひず云々とあるを以て知るべし囚人刑事被告人及び懲治人を裁判所又は他の監獄へ押送する時は司獄官は先づ男監女監を別異して押送せざるべからず且つ囚人及び刑事被告人押送の場合に於ては時と場合例へは道路の險夷遠近時間の晝夜被送者の強弱其罪質の輕重等を考定して必要の場合には被送者に戒具を用ゆることを得べし但し刑事被告人を裁判所へ押送する等の場合に於ては全く其必要なきを以て之を用ゐざるを通例とす而して又懲治人に對しては戒具を用ゆるを許さざるなり

尙ほ在監人押送の方法に關しては明治十五年第一號達囚人護送手續并に監獄施則細則第十五條第十六條等を参照すべし

(十七)作業

第十七條

定役囚の作業は刑名罪質年齢技能將來の生計等を斟酌し各自の體力に應じて之を課す

定役囚とは徒刑懲役重禁錮及び舊賭博犯規則を以て處斷せられたる懲罰囚を謂ふ是等の囚徒に課すべき作業は其刑名犯罪の性質年齢各自の技能及將來の生計等を斟酌して其体力の強弱に應じて之を課するを要す故に作業を課するには先づ定役囚の体力の強弱を標準として刑名罪質等を斟酌すべし罪質極めて惡むべきものなるも若し体力虛弱なるときは重難の作業を課すべからず又刑名頗る重しと雖も体力虛弱なるときは是亦重難の作業を課すべからず又年齢壯なるも体力虛弱なるときは是亦重難の作業を課すべからず又技能優れたりと雖も體質虛弱なるときは是亦重難の業を課すべからず又定役囚將來の生計を斟酌して体力に應じて之を課するを要す是れ彼等をして出獄の後一定の生計を立て以て良民と相伍するの基礎を作らしめんがためなり

(十八)囚人服
役の免除

第十八條

左に記載したる日は服役を免す

一月一日二日

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季孝靈祭

神武天皇祭

秋季皇靈祭

神嘗祭

天長節

新嘗祭

十二月三十一日

父母の喪に遭ふ者は三日免役す

前二項の外司法大臣の認可を得て臨時服役を免することを得

炊事洒掃其の他監獄の必要に因り使役する者は免役せしめざることを得

本條第一項に列記せる免役日は皆大祭日及び歳首歳末に該當するの日に
して苟くも日本帝國臣民たるものは擧て祝意を表し慶賀を共にすべきの日
なり故に身は國禁に觸れ公利公道を犯し圜圍に拘禁せらるゝ者と雖ども此
祝日に際し共に國恩に浴するの謝意を表し 陛下萬歲國家長久を祈らざる

べからざるは事理の當に然るべき所なり且つ斯の如き祝日を利用して囚人
に休役を命し恩を囚人に蒙らしむるは即ち囚人をして其亡失したる社會的
友愛的感情を再び惹起せしむる所以にして其の感化上尠少からざる効驗あ
りと云はざるを得ざるなり

本條第二項には父母の喪に遭ひたる者に三日の免役を命せり是れ父母の
死を哀悼するの情性に基つくものにして心理上及び道義上亦當然の事理な
り且つ又此機會を利用して家族的友愛的の感情を興起せしむるの効驗あり
とす

其他司獄官に於て免役を與ふるの必要を認めたる時は即ち司法大臣の認
可を得て臨時に服役を命することを得へし免役の旨趣は既に前述したるか
如し依に免役日に於ては假令囚人の自ら請ふて作業に服さんと欲する者あ
るも之を許可すべからざるは勿論なり

免役日に於ては凡ての服役を免するは勿論なりと雖ども然れども獄内に
於ける炊事洒掃其他獄務執行に必要なる服役をも免するに至れば却て獄務

第十九條
無定役
四の作業

の滯滞を來し遂に不利不便を感ずるに至るへし是れ本條第四項に於て免役の例外を設け尙は必要に由り囚人を服役せしむべきを規定せし所以なり

第十九條

無定役囚にして監獄以内に於て自ら作業を爲さんと請ふときは之を許し作業の種類は典獄之を指定す刑事被告人も亦之に準ずることを得

本條に無定役囚とは流刑禁獄輕禁錮に處せられたる者及び拘留囚を謂ふ無定役囚は法律上固より作業を強制すべきものに非ず然れども囚人自ら請ふて作業に就かんと欲する場合に於ては之を許すも可なり蓋し作業は無定役囚の爲單に衛生上裨益あるのみならず感化上亦尠少からざる効驗あり且つ出獄後之に由りて幾分の資財を得るを以てなり又勞働以て衣食を求むるは人生自然の本分なるが故に假令獄裡に於ても徒手座食するが如きは即ち人生の本分に背くのみならず長年月間毫も手足を勞せず一室の裡に起臥するは大に其健康を害すべきを以てなり而て其作業の種類は典獄の指定に任

すべきものなるか故に典獄は監獄以内に於て従事すべき作業に就きて其最も無定役囚に適當なるものを撰んで之に従事せしむべきなり従て典獄は其作業の果して囚人の身分技能等に適するや否やを考査し之に適應せざる作業の如きは之を指定すへからざるは勿論假令本人の請求あるも之を許可すへからざるなり

又刑事被告人にして作業を請ふときは之に準して許可することを得へし無定役囚及び刑事被告人に許可すべき作業は敢て囚人作業なることを要せず典獄に於て相當の作業を撰擇して之を許可することを得へし是れ囚人の作業の種類は施行細則第三十八條を以て司法大臣の認可を受くべき規定あれども無定役囚及び刑事被告人の作業に關しては同則第四十五條を以て之を除外したればなり然れども刑事被告人に對して殊に監房別異法の嚴重なるを要するか故に作業の爲に其別異法を亂すか如きことなからしむるを要す故に作業は成るべく監房内に於て従事し得べき種類を撰定するは蓋し其當を得たるものとす

無定役囚及び刑事被告人と雖ども既に自己の請求に由り典獄指定の作業に従事したるときは凡て典獄の指揮に従ひ一定の時間及び規程の科程を遵奉せざるべからず然れど施行細則第三十六條乃至第四十四條囚人の作業に關する規定に據り全然拘束せらるゝものにわらず(施行細則第四十五條參照)

第二十一條 懲治人の作務

第二十一條

懲治人には毎日五時以内農業若しくは工藝を教へ力作せしむべし
懲治人に工藝を教授し勞役に服せしむるの旨趣は即ち其勞働的生活の慣習を養生して出獄後之に依り生計を立て良民と相伍するの企望心を起さしむるにあり蓋し懲治人なる者は多くは父母其他に愛養せられず其家庭教育若しくは境遇の不良なるより遂に放恣遊惰の慣性となり身に一藝能の習得せざるものなるを以て若し之に自ら衣食の道を教ふるにわらずんば一旦出獄するも終に再び罪を犯し監獄に復歸するに至るもの尠少からざればなり懲治人に力作せしむべき時間は毎日五時以内とあるか故に司獄官は各懲治人の身分教育品行年齢在監の期限其他諸般の關係を稽查して五時以内の範圍に

第二十一條 役場の區劃

第二十一條

於て各懲治人に由りて力作の時間を伸縮するを得るは勿論なり又作務の撰擇に就ては各懲治人の身分年齢父母の營業居住地等其身上に關する諸般の狀況を斟酌するを要す例へば田舎に居住すべき者に對しては農業を教へ都會に生活すべき者に對しては工藝を授くるが如し其他尙ほ懲治人に對しては監獄則第三十一條に由り毎日四時以内讀書習字等を教授し農業工藝の力作と相俟て感化薰陶せざるべからざるなり

役場は男女の別を嚴隔し猶ほ定役囚無定役囚懲治人の役場は各別に之を設け其内に就き丁年以上の者と未丁年者とを區別すへし

本條は役場の區劃を規定せり男監女監の役場を嚴重に別異すべきは本則第十五條に由り明なり尙ほ定役囚無定役囚懲治人の役場は各々別に之を設置し相混同するを許さず是れ一に罪質別異の旨趣を貫徹するに外ならざるなり本條には各別に之を設けてあるを以て必ず屋舎を別て設置するを要す又丁年者と未丁年者とを區別するは法律上敢て屋舎を別異するを要せず同

役場に於て相當の區劃法を以て二者相混同するを防げは充分なりと雖ども若し出來得べくんば成るべく其區劃を嚴密にし就役中と雖ども互に相見るを得せらしむべし

(廿二)囚人の工錢

第二十二條

定役囚現役に百日を経たるときは重罪囚には其工錢の十分の一乃至五輕罪囚には十分の二乃至六を給す
無定役囚懲治人及刑事被告人にして作業する者には其の工錢の十分の七を給す

定役囚にして科程外の作業を爲す時の工錢も亦前項に準す

本條は工錢給與の額を規定せり抑も國家は行刑に關し諸般の費用を負擔するものなれば其代償にして囚人の作業に由りて生ずる所得を總て國庫に收入すへきは蓋し當然の事理なり然れども囚人をして空しく勞働せしめ毫も報酬を與へざるときは囚人も亦有情の者なるか故に報酬なき勞働に従事するの結果は勢ひ放慢懶惰に陥り終に經濟上所得減少の傾向を免れざるの

みならず且つ亦感化上彼等赤貧倚賴する所なき出獄後相當の生計を營み良民と相伍せしむる所以の道にあらず故に囚人をして勞役に由り幾分の所得を貯蓄し之を以て出獄後生計を營むの資に供し若くは其歸郷の旅費に充つるを得せしむるは是れ畢竟再犯豫防の好方便たらずんばあらず是れ則ち各囚の獄制上多くは囚人に對し工錢即ち報酬として作業所得の幾分を給與する規定ある所以なり

定役囚に對しては現役一百日の経過を俟て其工錢を料定する所以は刑法第二十五條の規定あるに據る本條に現役一百日とは現に作業に服役せしより一百日を経過したる後ちの意義なり一百日の中には免役日を包まず定役囚は現役一百日間は凡て工錢を與へざる主義なるを以て假令科程外の作業を爲す者と雖ども尙ほ科程外の工錢を給與する能はざるは勿論なり定役囚にして在監服役中に於て後罪發覺し數罪俱發の例に由りて處刑せらるゝときは刑法附則第十八條に由り前後兩刑期を通算し現役一百日を経過せば規定の工錢を給與すべきなり而て其刑期間内に於て更に罪を犯し再び定役に

服する時は其後犯刑期の一百日以内は工錢を給與する能はざるは勿論なり
工錢の給與は監獄便宜上の恩恵に出づるものなるが故に行刑の目的を害
せざる限りは成るべく多額に之を給與するを可とす故に本則に於ては重罪
囚には工錢の十分の一乃至五を給し輕罪囚には十分の二乃至六を給せり而
て其重輕罪に由りて給與の割合を異にするは是れ監獄懲戒の主義を貫徹せ
んとの旨趣なるべし

無定役囚懲治人及び刑事被告人に對しては其工錢の十分の七を給し以て
多額の報酬を與ふるは是れ彼等の工錢たる任意的作業の所得たるに據るな
り
定役囚にして科程以外の作業を爲したる時も尙ほ本條第一項に準し重輕
罪の區別に由り工錢を給與するは蓋し勞役時限内は假令科程を終了するも
役業を罷免せられしにあらざるか爲めなり

第二十三條

前條に依り作業に與ふべき工錢は之を領置すべし

(廿三)工錢の
領置

作業者へ給與すべき工錢は監署に於て之を領置すべきものなり領置工錢
は未だ之を作業者へ交付せざる間は凡て監署の所有に屬するものなるが故
に其領置中若くは押送中或る事故に由りて消滅又は減少することあるも監
署に於て之を賠償するの限りにあらず又監署に於て或る事由に依り之を交
付せざることもあるも作業者は其交付を請求するを得ざるは勿論なり監署に
於て工錢を領置するときは單に之を保存するのみにては不可なり必ずや相
當利殖の道を講せざるべからず又領置工錢は裁判執行權を以てするも之を
差押ふることを得ず又囚人にして若し故意若くは懈怠に由り官物を毀傷し
たるときは其賠償として領置工錢中より相當の金額を引去ることを得るも
のなり

第二十四條

囚人懲治人及刑事被告人逃走し監署に領置の貨物あるときは逃走の
日より滿一個年を経て之を受くべきものなきときは監獄慈善の用に
充つ刑死者死亡者の領置貨物にして受くべきものなきときも亦同じ

(廿四)遺留貨
物の處

本條に領置の貨物とは作業の工錢をも包含するは勿論なり囚人懲治人及び刑事被告人が逃走し監署に其の領置貨物ある場合に於て逃走の日より滿一年を経過するも其領置貨物を受くべき者即ち之を相續すべき親屬なき時は之を以て監獄慈善の用途に充つるものなり例へば亡囚の供養或は役業に因り負傷し出獄の際貧賤にして療養の資力なき者或は改悛の狀顯著なる者にして放免の際に歸郷旅費なき者に救恤するか如し故に其利用法の如き畢竟當局者其人の活用如何にありと謂ふべし

刑死者死亡者の領置貨物にして之を相續すべき親屬なきときは亦同じ處分法に従ふものなり而して既に逃走せし囚徒と雖ども一年以内に於て再び捕縛せらるゝときは凡て其領置貨物を還付せざるは勿論なり

(廿五)領置貨物の使用

第二十五條

囚人及懲治人監署に領置の貨物を以て其父母妻子の扶助及正當の費用に充んと請ふときは典獄其事情を取糺して之を許可すべし
刑事被告人に係るときは當該裁判官の允許を経べし

本條は在監人か領置貨物を使用し得る方法を規定せり囚人及び懲治人より其領置貨物を使用せんと請ふときは典獄は能く在監人身上の事情例へば其身分境遇場合并に領置貨物の現額等を取調糺問して若し之を充用するの必要なく又其得策にあらざることを認めたるときは假令父母妻子の扶助及び正當の費用に充つるものと雖ども之を許可せざることを得べし本條に父母と稱するは祖父母をも包含し又妻子と稱するは孫をも包含す故に亡父母妻子の吊祭費に充用するか如き場合も本條の規定に準して之を許可することを得べし又正當の費用なるや否やは全く典獄の認定に據る例へば書籍用紙印紙郵便切手等を購求するが如き或は被害者に賠償し或は債主に償却するか如きは之を正當の費用と認て許可することを得べし又醫治上の必要の藥品食餌を購求するか如きは固より正當の費用なるも是等は監獄則第三十六條の規定に由り當然支給すべきものなるを以て若し之を許可するときは在監人をして自費療養を許可すると同一の結果を生ずるか故に之を許可するを得ざるなり

又刑事被告人にして前項の如く領置貨物を以て父母妻子の扶助及び正當の費用に充用せんと請ふときは典獄に於て能く其事情を取糺し尙ほ刑事被告人に關係せる裁判官の充許を経ざるべからず是れ被告事件の審理上賊物の消失證據の煙滅等を豫防するが爲めにして固より當然の制限なりとす

第二十六條

囚人には一定の衣類臥具を著用せしむ但し拘留囚は白衣を著用することを得

囚人即ち已決監には一定の衣類即ち獄衣其他一定の臥具を著用せしむ是れ刑罰執行上の一要件なり然れども拘留囚には其例外として白衣を著せしむることを得せしめたり是れ蓋し拘留囚の如きは其刑期の極て短き者尠ならず又時としては便宜上警察留置場にて刑を執行することあり而て此等の場合に於て一々之に獄衣を著用せしむるは實際上不便少なからず且つ理論上より見るも單に輕微の罪を犯したる者に對して強て獄衣を著用せしめ徒に其名譽感情を害するは寧ろ過酷に失するの嫌あるか爲なり而して彼等

(廿六)囚人の衣類臥具

に給與する衣類臥具に關して尙ほ監獄則施行細則第五十一條乃至第五十六條に於て精細なる規定を設けたり
要之在監者に獄衣を著用せしむるは刑罰執行の一要素にして其目的たる管に囚人の逃脫を豫防し一般規律を保持するのみならず尙ほ是を以て自由權を剝奪せられたる受刑の身分たることを表彰せしめんと欲するにあり

第二十七條

懲治人刑事被告人の衣類臥具は總て自辨とし其の種類品數等は典獄之を指定す但し自辨すること能はざる者には之を貸與す

懲治人刑事被告人の衣類臥具は總て自辨にして白衣を著用し又自己の臥具を用ふるものとす然れども監内の紀律及び清潔を維持するか爲め典獄は其自辨すべき衣類臥具の種類品數等を指定せざるべからず若し彼等にして貧賤其他の事情に由り自辨すること能はざるときは即ち監署より之を貸與するものとす而して其貸與の衣類臥具は獄衣の采色等を用ぬす成るべく通常人と同様のものを用ゆへきは勿論なり

(廿七)懲治人刑事被告人の衣類臥具の自辨

(廿八)食料

第二十八條

囚人懲治人及刑事被告人には各自の身体作業等を斟酌して左の糧食を給すべし

- 一 下白米十分の四、麥十分の六
- 一 一人一回三合以上
- 一 菜
- 一 一人一日三錢以下

地方の状況又は在監人の性質等に依り司法大臣の認可を得て前項の糧食を變更することを得

懲治人刑事被告人にして糧食を自辨せんと請ふときは之を許す

本條は給與食料の種類及分量を規定せり即ち囚徒懲治人刑事被告人には各自の身体作業等を斟酌して其体力の必用に應じて最多數と最少數との間に於て便宜に増減するを得ること、爲せり而して其食糧の種類は普通細民生活の程度を標準となし四歩六歩割麥飯を以て通則とし其分量は一人一回三合以下とし又菜は一人一日三錢以下を以て通則とし尙地方の状況又は在監人体質に依り其種類並に分量を變更するを得る事となせり

(廿九)髪

第二十九條

懲治人刑事被告人をして糧食を自辨せんと請ふものあるときは之を許可するを要す蓋し懲治人及刑事被告人を拘禁するの目的は單に其一身を正確に保管するにありて一に無罪純白を以て之を待遇せざるべからず故に食物の如きも其拘禁の目的を害せざる以上出來べき丈け自辨の自由を許すは蓋し其本旨なりと謂ふべし

囚人懲治人及び刑事被告人の頭髮鬚髯は必要と認むる場合に於ては之れを短薙剃除せしむ

鬚髮の薙剃は幾分か加辱的の性質を有するは勿論なりと雖も其主要の目的は清潔的規律を保持せんと欲するにあり故に囚徒懲治人及刑事被告人の頭髮鬚髯は必ずしも之れを短薙剃除せしむるに及ばず清潔規律上必要と認めたる場合に限り之れを短薙剃除せしむべきものとす之れを以て出獄の時期近づく時は彼の請願に依りて再び鬚髮を保生するを許可することあるものとす

鬚髮を薙削せしむるは清潔的規律上の要件たり故に之れを薙削せざるものに對しては監獄則施行細則第六十七條に依り常に之れを清潔に梳理せしむることを強制すべし

(三十) 教誨

第三十條

囚人及懲治人には教誨を施すべし

刑事被告人にして教誨を請ふものあるときは之れを許す

凡そ感化改良は治獄上最も緊要の事務たり囚徒及懲治人をして改過遷善の道に就かしめんと欲せば須らく之を教誨するを要す蓋し教誨の要旨は各囚人に依りて恰好の機會に於て間斷なく適實に之を教誨するにあり故に多數の囚徒に付き其各個人の心性を了得して時と場合の宜しきを察して間斷なく教誨を繼續して遂に有功の成績を收むる事を要す

監獄の教誨は宗教的又は道理的の何れを採用すべきやに關して學者間の論論あり然れども我監獄にては徹頭徹尾宗教的教誨の主義を採れり教誨は分ちて普通教誨及特別教誨となし普通教誨は全囚若くは數囚に對して共同

的に之を行ふを謂ひ特別教誨とは特別に各個人に對して之れを施すものを謂ふ即ち免役日日曜日午後平日罷役後及休役間に施行するものを普通教誨とし入監出獄受賞處罰疾病監房巡廻等の場合に於て施行するものを特別教誨とす而して此二者は其大体に於て施行の方法を異にせざるものなり又教誨は囚徒及懲治人の外尙刑事被告人にして教誨を聽かんと請ふときは成る可く教誨師をして特別教誨を施行せしむることを要す

(卅一) 教育

第三十一條

囚人十六歳未満の者及懲治人には毎日四時以内讀書習字算術等を教ふべし

輓近犯罪統計の報ずる所に依れば囚徒の最多數は不充分的教育を受けたるものか若くは全く教育の恩澤に浴せざる所の者なりと謂ふ之に依て之れを見れば教育の缺乏は犯罪の重因たるや明かなり之れ本條に於て幼年囚及懲治人の教育に關する規定を設けたる所以なり

幼年囚は將來に於て真正なる犯罪の種類を形成する原素にして而も其教

育方法にして其宜らしきを得れば容易に之を免除するの望多きものなり蓋し幼年者の犯罪は其由來する所多くは家庭若くは教育の欠乏又は不充分なるにありて殆んど自から犯罪の惡事たるを自覺せざるにあり故に能く其幼時生育の實況を調査し教育に依りて巧みに之れを開發誘導すれば再び正路の良民に復歸せしむること困難にあらざるなり故に十六歳未満の幼年囚及懲治人に對しては毎日四時以内讀書習字算術等を教授し力作教誨と相平行して之を薰陶すること緊要なり十六歳以上のものと雖も凡そ丁年以下にして夫だ教育に欠くる所あるものは規定の作業及教誨に差支へなく且取締等に不都合なき限りは相當の時間規則正しく教育を授くる事蓋し本條の旨趣に適合したるものならんか

監獄に於ける教育の科目は其目的とする所は敢て高尚なる教育を授けんと欲するにあらす只普通の學事を教へ之に據て以て改過遷善の機會を與へ悔悟の希望心を喚起せしめんと欲するに在るか故に普通小學校の教科目を以て其標準をなすは適當なるべし故に本條に於て讀書算術習字等を教授す

る事を規定せり其他典獄に於て必用と認めたる科目を教授する事を要す而して其授業の方法及び教場取締の紀律は殊に嚴格端肅なるを要し教師たるものは自から端正精勵且清潔の模範たる覺悟なかるべからず

第三十二條

囚人懲治人及刑事被告人現行の法律命令書を看んと請ふときは之を許す

囚人及懲治人中書籍の看讀を請ふものあるときは感化若くは規律に妨げなしと認めたるものに限り之れを許す

刑事被告人書籍を看んと請ふときは總て之を許す但領置外の書籍は當該裁判官の承認を経へきものとす

本條は在監人の書籍の看讀に關する事項を規定せり即ち其第一項に於ては一般在監人に對し法律命令書の看讀を許可することを規定し第二項に於ては囚徒及懲治人に看讀を許可すべき書籍の種類を限定し第三項に於ては刑事被告人のみに關係する看讀の規定を掲げたり

（世二）書籍の
讀看

第一項に於て一般在監人即ち囚徒懲治人及刑事被告人に對し規程の法律命令書の看讀を許可せしむる所以は蓋し現行の法律命令は苟くも國民たるべき者の一般に了知するを要すべきものなる故に獨り在監人をして之を知らずして法律命令服従の義務を負擔せしむるは事理の宜ろしきを得たるものに非ざるを認めたるが故なり故に一般在監人にして現行の法律命令書の看讀を請ふものあるときは之を許可すべきは勿論なれども其際當該在監人に付て其身分性質教育其他一身上諸般の關係を調査し監獄の紀律及取締等をも顧察して其果して看讀の必要あるか若しくは看讀せしむるも差支へなしと認定したるものに非ざれば之を許可せざることを得べし現行の法律命令書と雖も其看讀を請ふたる在監人の入監前に於て既に發布したるもの若しくは實行しつゝあるものゝ如きは當該在監人の既に了知したるものと推定して之れが看讀を許可せざる事を得べし蓋し監獄に於て之れが看讀を許可したる所以のものは在監人をして監獄に於て法律命令の研究を爲さしめんと欲するの主旨にあらざればなり

本條に於て所謂法律とは天皇が議會の協賛を経て法律の名稱を以て公布せられたるものを謂ふ又所謂命令とは勅令閣令省令府縣令警察令等總て相當の權限あるものより一般人民に命令したる規定を謂ふ

本條第二項に於ては囚徒及懲治人に對し特に看讀を許可する書籍の種類を限定したり之れ書籍の看讀は彼等に對しては許可せざるを以て本則となすか故なり蓋し監獄に於て在監人に書籍の看讀を許可する主旨は彼等をして之に依りて反省願慮する所わらしめ轉迷開悟する所わらしめ感奮興起する所わらしめ寬解融和する所わらしめ文字を解し職業を知るの民となりて社會の良民と伍するの地歩を得せしめ及司獄官吏教誨師等の教誨又は説法に依り發生したる智徳を益々啓發せしめんと欲するにあり故に監獄に於て看讀を許可する所の書籍は是等の目的に合するものたらざるべからず是を以て本則に於ては感化若しくは紀律に妨げなしと認めたるものに限り之れを許可せり例令へば修身宗教教育及術生に關する書籍の如し如斯書籍の看讀は在監人感化の便法たりと雖も亦自から看讀者を慰樂せしむるものなるか

故に書籍の看讀は其性質上恩惠的に屬するものなりと謂はざるを得ず又書籍の看讀は之を制禁するを以て本則となすものなる故に其許可の範圍は成る可く之を狹縮するを要す例令へば感化に妨げなき修身又は教育等に關する書籍の中にも各在監人の身分、性質、教育行狀等を省察して其書籍を許可することゝを要す又宗教に關するもの、如きも精神病的囚徒に許可するは反て有害の結果を生ずるの恐れなしとせず又教育に關するもの、如きも監獄を以て殆んど其常住の地となすか如き惡漢に許可するは寧ろ將來に於て其好智を逞しふするの嫌なきにあらず又營業に關する書籍の如きも各囚徒の身分職業年齢等に關し充分親密の注意を加へて書籍の種目を選擇する所なくばあるべからず其他傳記紀行小説の類と雖も若し感化若くは規律に妨げなしと認めたるときは感情的開發教育のため各囚徒に依りて之れを許可するも可なり要するに監獄に於て書籍の看讀を許可するは看讀者をして開悟發明する所あらしめんが爲めにして事理を研究せしめんと欲するが爲めにあらざるなり

(卅三) 囚人の
信書

本條第三項に於ては刑事被告人に許可する看讀の書籍は其の種類を限定せざる事とせり之れ刑事被告人は囚徒若くは懲治人と異なり書籍の看讀に依て之れを感化するの必要なく唯監獄の紀律取締上妨げなしと認めたるものは之れを許可すべきものなればなり是を以て當局者は書籍を許可するに當り紀律取締上の便否を省察して充分嚴重に其種目を限定するは勿論なりとす然れども刑事被告人が看覽を請ひたる書籍にして領置外の書籍に係るものは是れ外人との授受に屬するものにして裁判の審理上多少の影響を及ぼすの恐あるが故に當該裁判官の承認を経るにあらずんば之れを許可する事を得ず

第三十三條

囚人の發する信書は一ヶ月一通とす但し典獄の許可を得たるときは此の限りにあらず

凡そ監獄に於ては囚徒をして成る可く社會と通息するの機會を與へしめざるを以て本則となす故に監獄則に於て囚徒に信書を發すの自由を許可せ

しは是れ全く行刑上の便宜手段と謂はざることを得ず則ち信書の發送を許可して威化遷善の一助たらしめ慰怡舒暢する所あらしめ正路に復歸するの希望を起し保護媒助を得せしめ及び必用の場合に於て其權利義務のある所を全ふせしめんがためなり故に苟も是等の主旨を達する能はざる者は總て之れを禁壓せざるべからず是れ本則に於て囚徒の書信の發送を許可すると同時に其度敷を制限するの規定を設けたる故なり

本條に於ては囚徒の發する信書は一ヶ月一通に限れり然れども官司の訊問に依て書信を要すること又は親族故舊に特に回答せんがために信書の發送を要する等の場合なきにしもあらず故に是等の場合に於て典獄が其必要を認めて許可したる時は囚徒は一ヶ月何通の書信を發するも差支へなきこととせり

第三十四條

(併四) 信書の
檢閱

囚人及懲治人の發する信書又は外人より送り來る信書は典獄之れを檢閱すべし若し書中不正不良に涉り又は其改悛を妨ぐるものと認むる

ときは之を發送附與することを許さす但刑事被告人に係る信書は總て當該裁判官の檢閱を経へきものとす

本條は信書檢閱權の所在及其取扱手續を規定せり凡そ信書秘密の權は人權中最も貴重すべきものなり故に囚徒に對するも濫りに之れを束縛するを得す必要を限度として成る可く之れを尊重するの主旨を貫かざるべからず之れ特に典獄をして書信檢閱の職務に任せしめたる所以なり故に囚徒及び懲治人の發送する書信又は外人より送り來る書信は典獄一々之れを檢閱して決して之れを下僚に委任すを許さざるなり

檢閱は最も困難の業務に屬し普通の字句の裡にも謂ふ可からざる隱險危害の秘語を寓することあり故に典獄は其活眼を開きて隱微の裡に其隱謀秘計を看破するの注意及び熟練あるにあらずんば往々之れが爲めに實に恐るべき弊害を惹起することあり

若し信書の字句中不正不良に涉り又は其改悛を妨ぐるものと認むるものあるときは之れを發送付與するを許さざるは勿論なり故に一書信中其一部

には有益若くは差支へなき事項あるも他部に於て不正不良に涉り又は改悛を妨ぐるの事項あるときは其信書の全体を發送付與するを禁せざるべからず如此發送付與を許さるる信書は封緘の上之を監署に留置し囚徒の出獄の際之を還付すべし又囚徒出獄の後送り來る信書は囚徒所在の地に轉送すべし其監署に宛て送り來る信書は郵便先拂を以て之を轉送すべきなり

刑事被告人に係る書信は總て當該裁判官の檢閲を経る事を要す之れ刑事被告人の發する書信及外人より送り來る書信は裁判の審理上大に關係する所なればなり

(卅五)接見

第三十五條

囚人懲治人及刑事被告人に接見せんと請ふ者あるときは監獄官吏の立會ひを以て之を許す但し形跡の疑ふべきことありと認むるときは之を許さるることを得

前項の場合に於て重罪裁判所に移すの言渡を受けたる者は裁判言渡ある迄辯護人を除くの外其現在地の裁判所長の允許を受くべく密室

監禁者は當該裁判官の允許を受くべし

接見は書信と同じく在監人の感化上頗る効驗あり故に成る可く接見の範圍を擴充するは蓋し本條の精神なりとす故に囚徒懲治人及刑事被告人に對し接見せんと謂ふ者あるときは司獄官吏は其接見の場に立會ひて之れを許可するを要す然れども若し其形跡の疑ふべきものあるときは之れを拒絶することを得べし形跡の疑ふべきものなるや否やを決定するは一に司獄吏の職權にあるを以て彼等は充分其事項及人物其他諸般の關係を詳悉して其有害なるもの及び不必用なりと認定したるものは總て之れを拒絶することを要す

以上の接見の場合に於て若し重罪裁判所に移すの言渡を受けたるものあるときは其裁判言渡しあるまでは辯護人を除くの外其現在地の裁判所長の允許を受けたる後之れを許可すべく又密室監禁者は當該裁判官の允許を受けたる後之を許可すべし是れ皆裁判の言渡し又は其審理上大に關係する所あるが爲めなり

(卅六)監獄

第三十六條

囚人懲治人及刑事被告人疾病に罹るときは病狀の輕重を料り其監房若くは病室に於て醫療せしむ懲治場に在る者は情狀に由り其親族に交付することを得

本條は病囚の治療及び懲治病者の待遇を規定せり病囚を分ちて三とす(一)病監囚とは病監に於て醫療を欲する者を謂ひ(二)常病囚とは監房に在りて靜座平食するに止まり未だ寐臥するに至らず監房に於て醫療を欲する患者を謂ひ(三)準病囚とは別室即ち病監若しくは監房に於て病囚に準して特別の取扱をなすものを謂ふ例へは孕婦産婦老耆者病後者虛弱者盲者廢疾者等の如し要するに病囚をして或は病監に入り或は監房に置き或は藥石を與へて相當の役業に従事せしめ或は特に滋養物を與へて専ら榮養療法を試む等はに監獄醫師の認定する所に依る監獄醫師は囚徒懲治人及び刑事被告人の疾病に罹りたるときは直ちに其疾病の性質種類狀況等を檢案して其待遇方法を決定するを要す又傳染病の如きは例令輕症なるも之を避病室に離隔し其

他不潔種類の患者等も成る可く別室に於て之を療養せしむる様注意すべし總て是等の病囚を待遇するには必要を以て限度となすを要す故に之れを寛遇すべからず即ち治療上是非必要に非ざる限りは決して特殊の待遇を爲すべからず監獄諸般の紀律は治療の必要上に差支へなき限り嚴正に之れを執行すること緊要なり

懲治病囚に對しては情狀に依り是を親族に交付する事を得べし但し親族交付中と雖も監獄は懲治者に對し相當の監督をなし必要なる事項は親族若くは直接に懲治人に對し訓示する事を要す而して親族交付を許可するは懲治人の利益を計るを以て目的となすが故に監獄に於て是を許可するに當りては先づ親族の正當にして良民なる事相當の療養を欲するに足る資力あること病疾の回復する希望少なき事正實に保管し得る事及保管中は總て監獄の指揮命令を遵奉する等の諸要件を省察せざるべからず若し被交付者にして是等の條件を充たさざるときは何時にても其交付を取消すことを得べし而して交付期限は懲治期限に算入すべきものとす

(卅七)死亡

第三十七條

囚人懲治人及刑事被告人死亡したるときは典獄は看守長醫師の立會ひを以て之を檢視すべし

刑死者は死相を檢視したる後仍五分時を過ぎざれば其遺骸を絞架より解下することを許さず

親屬若くは故舊にして遺骸を請ふものあるときは之れを下付す但死亡後廿四時間以内に在て其下付を請ふものなきときは監獄に於て之れを假葬すべし

傳染病豫防上必要あるときは之れを火葬することを得此場合に於て親屬若くは故舊にして遺骸の下付を請ふものあるときは之れを許す

本條は死亡の場合に關する手續を規定せり囚徒懲治人及刑事被告人死亡したるときは其正死と變死とを論せず典獄は看守長及醫師の立會ひの上之れを檢屍することを要す只變死の場合に於ては明治十三年二月内務省第十四號達に依り警察官の立會檢死を必要とするが如し

刑死者は其死相を檢視したる後尙五分時を過ぎざれば其遺骸を絞架より解下することを許さず之れ絞首は一時絶息するも眞死に至らざる事往々之れあればなり

親屬若くは故舊にして病死者若くは刑死者の遺骸を請ふものあるときは之れを下付す但し遺骸假葬後と雖親屬若くは故舊の請求あるときは尙之れを下付することを許すべしとは監獄則執行細則第七十五條の規定する所なりと雖ども相當の理由例へば通知延着道路遠隔等の理由なくして假葬後に下付を請願したる者の如きは容易に之れを許可せざるを可とす然らざれば徒に監獄の手續と費用とを要するの恐れあればなり若し死亡後二十四時間以内に於て遺骸の下付を請ふものなきときは監署に於て之れを假葬するを要す而して假葬の費用は監獄費を以て支辨すべきものとす如斯く遺骸は死後二十四時間以内は必ず之れを監署の屍室に於て留め置くことを要す是れ一は墓地及び埋葬取締規則の規定を詳察し一は遺骸下付の便宜わらしめんが爲めなり

在監人の病死者若くは刑死者にして傳染病豫防上必要ありと認めたるときは監署に於て之れを火葬となすことを得べし此場合に於て若し親屬若しくは故舊にして遺骸の下付を請ふものあるときは直ちに之れを下付することを要す

第三十八條

懲治人及び刑事被告人に其親屬故舊より書類書籍用紙衣服臥具其他必要の物品又は飲食物を贈らんと請ふときは之を許すことを得但書類書籍は當該裁判官の檢閲を受くべし其密室監禁者に係るときは他物に於ても亦同じ

新聞紙及時事の論説を記するものは前項の例にあらず

本條は懲治人及刑事被告人に關する差入物件を規定せり懲治人及刑事被告人に對し其親屬故舊より書類書籍用紙衣服臥具其他必要の物品又は飲食物を差入んと請ふときは之を許すことを得べし本條に所謂必要の物品とは貨幣印紙印形等典獄に於て當該囚のため時と場合に應じて必要と認定した

（世入懲治人
及刑事被告人
に對する物品
の贈與）

る物品を謂ふ總て此等の物品の贈與は之れを在監者に交付するや否やは一に典獄の職權に由りて之を取捨するを得るは勿論なり故に典獄は當該囚の個人的關係を詳悉し時と場合の狀況を詳察して直ちに其差入品を交付し或は一旦預置したる上適當の時期を待て之れを交付し若しくは交付せざることを得べし是れ蓋し監獄の嚴正なる紀律を保持するがために止むを得ざるの必用に出するものなり最も書類書籍は當該裁判官の檢閲を受くるを要すれども若し當該者をして之れを看讀せしむべからずと認定したるときは必ずしも之れを當該裁判官の檢閲に付するを要せざるなり

親屬故舊より差入れたる衣類臥具にして其品數が寒暑を防ぐに充分なりと認めたるときは監獄より給與したる衣類臥具は總て之れを取り去ることを要す而して是等の差入物件と雖も其監房に入るべきものは總て必要を限度として他のものは悉皆之れを監署に保管し置くべきなり

本條に所謂飲食物とは常食物の意義にして彼の餅菓子菓實等の如き贅食物を包含せず故に飲食物の贈與ありたるときは監獄給與の食料は差入品の

分量に應じて其一部若くは全部を給與せざるものとす總て飲食物の數量は各個人の身分體質年齢等に適應し監獄の紀律に妨げなき限りは其差入を許可するも可なり

刑事被告人にして若し密室監禁者なるときは書類書籍以外の物品と雖も親屬故舊より差入れたるものは總て當該裁判官の檢閲を受くべきものとす是れ治罪法の規定に基きたるがためなり

新聞紙及時事の論説を記載するものは如何なる場合と雖も全く之れが差入を許可せざるものとす蓋し其種の書類は只に感化上に利益なきのみならず社會と離隔するを目的とする所の原理に戻り且在監人に對しては特に紀律を紊し隱惡を醸すの恐れ少なからざるを以てなり

第三十九條

囚人には現行の法律命令書並に書籍用紙印紙郵便切手貨幣及司法大臣に於て許可したるものを除くの外差入を許さず但書籍は第三十二條に記載したる制限に従ふ

(卅九)囚徒に對する物品の贈與

本條は囚徒に關する差入品を規定せり囚徒には現行の法律命令書并に書籍用紙印紙郵便切手貨幣及司法大臣に於て許可したるものを除くの外差入をなすことを許さず現行法律命令書并に書籍等の差入を許したるは先に第三十二條に於て説明したる旨趣と同一印紙即ち收入印紙の如きは權利義務上緊要の場合あるべきが故に之れが差入を許可せり郵便切手の如きは郵税は總て囚徒の自辨なるが故に發信先拂不足等の場合の豫備のため之れが差入を許可せり又貨幣は親屬の救助及正當の費用に充て之れを以て郵税を支辨し書籍を購求し其他出獄の際歸郷旅費若くは時衣新調の費用に供する等必用の場合甚だ少なからざるがために是れ亦殊に其差入を許可したり又本條に於て司法大臣に於て許可したるもの云々とは典獄に於て其差入の必用を認定し大臣に具申して其許可を得たる總ての物品を云ふ

差入品中印紙郵便切手貨幣等は如何なる場合と雖も監署に之れを領置することを要す其他の物品も必用なき限りは監獄の紀律に妨げなきを限度として之れが領置の手續をなすことを要す又差入品中書籍は第三十二條に記

載したると同一の制限を受くべきものなり

(四十)囚徒の賞譽

第四十條

囚人獄則を謹守し作業に勉勵し且改悛の行爲あるものと典獄に於て確認するときは之を賞譽すべし

賞譽せし者には之を表するため賞表を與へ獄衣に縫着せしむべし賞表は假出獄免幽閉又は特赦を具狀するの憑據となすことを得

本條は囚徒の賞譽に關する事項を規定せり蓋し囚徒賞譽の目的は改過遷善の良囚徒をして益其念慮を奮發せしめ自から其囚徒の模範たるの心狀を惹起して着々實踐躬行する所あらしめんがためなり然れども一利一害は數の免れざる所にして賞譽の効驗極めて著しき代りに其弊害も亦頗る大なるものあり若し賞譽授與の鑑識明察を欠く時は濫賞若くは誨賞の弊害從つて起り實に賞譽の目的を達する能はざるのみならず囚情の不穩不和を來たし行刑公正の大主義は遂に之れが爲めに攪亂せらるゝに至るべし慎まざるべけんや

(四十一)賞表を有する囚徒の待遇

第四十一條

囚徒獄則を謹守し作業に勉勵して改悛の行爲顯著なるものと典獄に於て確認するときは之れを賞譽すべし故に典獄は宜ろしく先づ各囚平素の行狀を精密に視察せずんばあるべからず賞譽は宜ろしく一定の様式を用ひて之れを執行すべし又賞譽せしものには之れを表すために賞表を與へ獄衣に表着せしむるを要す蓋し賞表は一見して平囚と授表者とを別ち且他囚の標的たらしむるには其効用少なからざればなり

又賞譽は假出獄免幽閉又は特赦の有効の條件となる事を得べし故に之れを具狀するときは通例賞譽を具備する事を要す

賞表を有する囚人は其監房を區別して尋常囚人と別異し賞表の多寡に應じて優遇を爲すべし

本條は賞譽の効果を規定せり賞譽を受けたる囚徒は其監房を區別して尋常囚徒と別異し賞表の多寡に應じて之れを優遇するを要す蓋し受表者を別異するの旨趣は所謂階級主義を參酌したるものにして受表者の便益を斗り

且歸善者をして平囚と接觸して其誘惑する所とならざらしめ同氣相獎勵して其改過遷善の正路を進行せしめんと欲するなり而して同じく受賞者中にも其罪質年齢犯數等に依りて區別を立つべきは勿論受賞の數に依りて成る可く監房を別異すること亦便利なりとす是れ受賞の數に従つて優遇の方法も亦異なるが故なり

第四十二條

(四十二) 囚則違反の囚徒の懲罰

囚人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に従て處罰す

- 一 屏禁 晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時間座作の役を課す
- 二 減食 一回の糧食を二分の一乃至三分の一に減す
- 三 開室 開室に入れ一回の糧食を二分の一乃至三分の一に減し仍臥具を禁す

屏禁は二月以内減食は一週日以内開室は五晝夜以内とす

凡そ監獄紀律の張弛は懲罰の嚴寬如何に因る監獄に於ては特に重きを懲

罰の上に置き違例犯行なれば嚴正に之れを懲罰し毫も假借する所なきを要す故に囚徒にして獄則に違犯したるときは其輕重を量りて適當に之れを處罰すべし本條に所謂獄則とは監獄則及び監獄則施行細則は勿論其他各監獄に於て制定したる例規各官吏の命令等總て囚人の遵奉すべき事項を謂ふ又其輕重を量りとは犯則の行爲の實狀并に其種類性質を考察するの意義なり犯則者あるときは是等の狀況并に其種類を量りて或は之れを屏禁に處し或は之れを減食に處し或は之れを開室に處する等適當の賞罰を科すべ處し

(一) 屏禁 屏禁は晝夜他の監房又は役場と離隔したる監房に獨居せしむるを要す故に其拘禁の場所は寂寥閑靜を要するは勿論屏禁室と他の屏禁室と若しくは懲罰室とは成る可く離隔して相接近せざるを要す而して屏禁者には服役時間座作の役業を科すべし之れ稍寂寥の苦痛を寬和せしめんが爲なり

(二) 減食 減食は強役に從事するものと座業に從事するものと定役囚と無定役囚とに論なく總て一回の糧食を二分の一乃至三分の一に減少するを

要す故に各人の常食と健康の状況とを参酌して適當の分量を與へ急激の變動のために著るしく健康を障害するに至るが如きことなからしむべし又減食者は依然就役せしむべし但減食中は時宜に依り役業を轉科せしむるも可なり

(三) 關室 關室は其要件として先づ關黒なるを要し次に一回の糧食を二分の一乃至三分の一に減少するを要し猶次に臥具の給與を禁ずるを要す斯くの如く屏禁減食及關室の三懲罰法ありと雖も囚人の性質又は習慣等に依り懲罰の種類に依りては苦痛を感受する上に於て大に差異なき能はず故に司獄官は之の點に顧慮する所なかるべからず

第四十三條

囚人十六歳未滿の者及懲治人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に従て處罰す

- (一) 獨愼 晝夜一室に獨居せしむ
- (二) 減食 一回の食糧を二分の一乃至三分の一に減す

(四十三) 幼年囚に對する懲罰

獨愼は七晝夜以内減食は三日以内とす

本條は幼年囚及懲治人に對する懲罰を規定せり幼年囚及懲治人にして獄則を犯すときは其行爲の實狀及性質を考察して之れを處罰するを要す處罰を別ちて二種とす

(一) 獨愼 獨愼とは晝夜一室に獨居せしむるものにして其實質に於ては屏禁と略相同し寧ろ屏禁よりも一層の苦痛を感ずるやも斗るべからず何となれば屏禁には必ず座役ありて稍寂寥を寛和するありと雖も獨愼に於ては他に苦痛を徐暢するに足るものあらざればなり

(二) 減食 減食は一回の食糧を三分の一若しくは二分の一に減少するを要す之れ前條と同旨趣なり

第四十四條

減食若しくは關室の罰に處すべきものあるときは醫師をして診視せしめ身體に妨げなきを證して後之を行ふべし其處罰中は醫師をして毎日之を視察せしめ醫師に於て身體に妨あるを證するときは處罰を中

(四十四) 醫師の證明

止すべし

凡そ懲罰は受罰者の健康を多少障害すべき者たるは明かなれども之が爲めに著るしく其身体の健全を害するが如きは自由刑の本旨に戻るものなり故に減食若くは閤室の懲罰に處せらるべき者あるときは先づ醫師をして當該者の身体を診視せしめ其健康に對し著しき妨害なきことを證明せしめたる後之を行ふを要す而して其處罰中は監獄醫師をして毎日當該者を視察せしめ若し醫師に於て身体の健全に著大の障害あることを證明したるときは其處罰を中止することを要す但受罰者の視察は診察と異なるが故に各當該者に就て一々打診聽診觸診等を爲すに及ばず殊に閤室の受罰者の如きは只室外より其動靜を偵察するに止まり其都度閤室を開扉するを要せざるは勿論なり

(四十五) 鉄を施す場合

第四十五條

無期徒刑の囚人重罪を犯し若くは逃走し又は獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲したるときは一年以上五年以下其他の輕罪を犯したる

ときは一月以上一年以下兩脚又は一脚に鉄を施し仍ほ鐵丸を屬したる鐵索を其鉄に貫き腰間に繰帶せしめ繰帶の所に下鍵す其監房に在るも晝間は仍ほ之を施すものとす
若し再び重罪を犯したるときは五年以上十年以下前項の例に照して處罰す

鐵丸の量は二百目以上一貫目以下とし被罰者の体力に應じて之を施す丸は索尾に屬し地上を轉はすものとす若し外役に服するときは鐵丸を除き二人聯絆の法に従ふ

本條は無期徒刑囚の刑法上の特別の犯罪あるものに對する特別の懲罰を規定せり蓋し無期徒刑は最嚴の重刑にして苟くも死罪を犯さざる以上は幾回罪を犯すも之を加重する能わざるものなり故に無期懲刑を受けたる後の犯罪に對しては殆んど刑法の制裁を加ふる能わざるなり故に監獄則に於て是等の犯罪者に對する特別處罰の規定を設け以て嚴正なる監獄紀律を保持せんと欲せり

本條に於て施錠は其期限の長短に據りて之を輕重の二種に區別せり重施錠の期限は一年以上五年以下とし重罪及び輕罪中の逃走罪官物毀壞罪脅迫罪を犯したるものに對して之を科せり又輕施錠の期限は一月以上一年以下とし前記以外の輕罪を犯したるものに對し之れを科せり以上の施錠の場合に於ては時誼に依り當該者の兩脚又は一脚に對し之れを施し而して鐵丸を屬したる鐵索を其錠に貫通せしめて之れを腰間に繰帶せしめ其繰帶の所に錠を下すを要す當該囚に對しては假令監房にあるも晝間之を施し夜間は睡眠のために之を解くものとす而して斯くの如く施錠の罰を受けたる囚人にして猶ほ再び重罪を犯したるときは五年以上十年以下前記の如く施錠の懲罰を蒙るべきものとす又鐵丸の量は被罰者の体力に應じて二百目以上一貫目以下のものを施すを要し其丸は索尾に屬し地上を轉ばすものとし若し外役に服するときは動作の便宜のために鐵丸を除解して其代りに二人を連絆するを要す

施錠は刑罰の判決あるを待つて之を決行するを要す未だ處刑の判決を受

（四十六）錠を解く場合

けざるものに對し他の懲罰處分を適用するは固より妨げざる所なり

第四十六條

施錠中の者病に罹り醫師の診斷に依り錠の解除を必要とするときは一時之を解除することを得但解除中經過せし日數は施錠期限に算入せず

施錠の罰を蒙りたるもの若し病に罹り醫師の診斷に依り錠の解除を必要なりと認定したるときは一時之を解除することを得べし蓋し施錠に依り益々病勢を増長せしむるは自由刑の本旨に非されはなり但解除中經過せし日數は施錠期限に算入せざるものなるが故に被罰者の病氣全快して醫師に於て施錠するも妨げなしと認定したるときは再び施錠を繼續することを要するは勿論なり

第四十七條

賞表を有する者處罰を受けたるときは其情狀に依り一個又は數個を褫奪することあるべし

（四十七）賞表の褫奪

受賞者にして處罰を受けたるときは其情狀に依り輕重を考へ賞表一個又は一時に數個を褫奪すべし蓋し賞表は品行の拔群に善良なるを既往及現在に於て公認するの標章なり然るに若し平囚にも劣りたる犯則違例の行爲あるときは斯る名譽の標章を附與し置くべきの限りにあらず故に其情狀に依りて之を褫奪するは寧ろ事理の當然たるものとす

(四十八) 懲罰の免除

第四十八條

獄則を犯し罰に處せられたる者改悛の狀著しきときは之を免することを得

獄則に違背し懲罰に處せられたるものにして若し改悛の情狀顯著なりと認めたるときは其懲罰を免除することを得べし是れ嚴峻たる懲罰の中にも尙免除の希望の餘地を設け受罰者をして或は之が爲に自暴自棄の念を起すに至らしめず反て益々願慮反省して改過遷善の道に就かしめんがためなり

(四十九) 免幽閉

第四十九條

免幽閉を受けたる流刑の命令に違背したるときは七日以内之を拘置

することを得

免幽閉を受けたる流刑のものは監獄近傍の地を限り典獄の監督を受くべきものなり故に若し當該者にして監署の命令例へば監視條件に違背したるときは七日以内之を拘置することを得べし是れ免幽閉を受けたるもの、監督上最も必要の取締法なりとす

第五十條

囚人懲治人及刑事被告人司獄官吏の處置に對し苦情を訴へんとするときは第四條に記載したる官吏巡廻の際封書又は口述を以て申告することを得

(五十) 司獄官吏に對する苦情

凡そ囚人を遇するには至公至正を其要旨となし悉く法例條規に依りて行刑の旨趣を貫徹することを要し聊かも情實を混じ私怨を交ふるを許さず然れども之れを實行するは頗る困難にして其實往々公平を欠くものなきを保せず是れ本條の規定を設けて下情壅塞の弊なからしめんと欲する所以なり故に囚徒懲治人及刑事被告人にして若し司獄官吏の處置に對し苦情を訴へ

んとするときは第四條に記載したる官吏即ち監獄巡閱官地方長官警視總監
裁判官及び檢察官の巡閱の際封書又は口述を以て之を申告する事を得べし
然れども理由なき苦情を屢々するものあるときは其實狀を案して之を責罰
することを要す又右の官吏にして若し理由なく其苦情を拒みたるときは官
吏懲戒令に依りて嚴重に處分せらるべきものとす

(五十一)施行
細則の制定

第五十一條

此規則を施行する方法細則は司法大臣之を定む

本則には行刑法の大要則ち監獄の組織及び身体財産上の權利義務に關す
る事項等を規定して勅令を以て之れを發布し而して本則の施行に關する方
法細則は別に司法大臣の職權を以て之れを制定すべきものとす第三章に於
て説明すべき監獄則施行細則即ち是なり

(五十二)本則
適用の範圍

第五十二條

此規則は陸海軍に屬する監獄に適用せざるものとす

凡そ軍事に關する監獄は陸海軍大臣の主管に屬し普通の監獄は司法大臣

の管轄に屬するものにして兩者相獨立して各其規定を異にせり故に本則は
陸海軍に屬する監獄に適用するを得ざるは勿論なりとす

第三章 監獄則施行細則

舊監獄則施行細則は監獄則第五十一條の規定に據り明治二十二年七月十
六日内務省令第八號を以て公布せられ全則十章百六條より成りしが其後同
三十二年七月内務省令第三十八號を以て全く改正せられ全則十章百二條よ
り成る是れ現行の施行細則とす之を舊法に比較すれば其施行手續稍々簡單
にして而も能く治獄の主旨を貫徹せるが如し今左に條を逐ふて之が説明を
下さんとす

第一節 通則

本節に於ては専ら監獄管理に關する事項乃ち囚人の出入手續戒護看視の
方法等に關し一般の規程を設けたり

第一節通則

（二）入監の手

第一條

新に入監する者あるときは必要の書類を査閲して之を領收し領收證を引致し來りたる者に交付すべし

本條に於ては監獄則第六條に附帶する入監手續の施行細則を規定せり入監者あるときは司獄官は先づ令狀宣告書執行指揮書其他必要の文書を檢査閱覽して適法の文書と認めたるときは即ち之を領收して其領收證を入監者の引致者に交付するものとす而して文書査閲の際に於て司獄官は入監者の人物を檢閲し果して文書に適合する所の者なりや否やを確認せざるべからず若し人違ひ等ありて無辜の者を入監せしめたる場合に於ては他に明確なる反證のあらざる限りは司獄官の其責に任せざるべからざるは勿論なり引致者へ交付すべき領收證は司獄官に於て適法に囚人を領收したるの承認書なり故に若し假りに囚人を領收したるときは領收證を交付するの限りにあらざるべし領收證には領收の年月日及び時間を明記するを要す司獄官に於て必要の文書を査閲して領收書を引致者に交付するも未だ入

監の手續を完了せりと謂ふを得ず故に條文に於て入監せしむべしとあるも單に囚人を領收すべしとの意義に解すべきなり

第二條

入監者には先づ之に番號を付し通身を檢査し名簿原籍に其要項を詳録して仍ほ在監人遵守の要件を説示すべし

本條も亦監獄則第六條に附帶する入監手續を規定せるものにして専ら監獄書記及び看守長の管掌事務に屬す而て假出獄逃走其他の事由に由り一時出獄したる者の再入監する場合に於ても亦本條を適用すべきは勿論なり在監人に先づ番號を附する事は之を以て其氏名に代へしむるか爲なり故に在監人に對しては毫も其姓名を呼ぶことを許さず在監人の番號は固より入監の順序に従ふに及はず又名籍の番號に一致するを要せず番號は唯氏名に代ふるの旨趣なるが故に其記憶及び識別に便ならしめんが爲に號數の上に刑名の冠辭又は符牒を用ふるを例とす例へば懲役囚なれば懲第何號と稱するが如し

通身を検査するは入監者の相貌を撮り隠蔽物を拒き且つ其健否を検査するにあり相貌とは身体の肥瘠、面体及び四肢の姿態、痘斑、天皰、創癩等、其他名籍記入の材料となるべきものを云ふ又隠蔽物を拒くには入監者の頭部より足部に至り特に毛髮、口中、肛門陰處、指間等を最も注意して搜検するを要す又入監の健否を検査するとは主として傳染病を患ふるや否やを検するを云ふ、人身の際に於ては裸体の醜を示さしめんが爲に他人の目に觸れざる一小房内に於て之を施行するを通例とす而して男子に係るものは看守をして之を検査せしめ又女子に係るものは女監取締をして之を検査せしめ且つ毎に看守長之に臨監して施行するものなり

斯の如く通身検査を結了したる時は名籍原籍に其要領を詳録し且つ親しく入監者に就て訊問し得たる事項をも附記するものとす又名籍原籍は各入監人に就き個々別々に之を設け其身上に係る一切の書類例へは令狀宣告書、賞罰調書、言渡書、往復書信、面會願差入願等を合綴し之を別冊として保存するを通例とす

(二) 遵守すべき事項

右の手續を了りたるときは入監人に對し監内に於て服膺遵奉すべき肝要事項を懇切平易に説示し充分に領得せしむべし是れ入監者をして將來違令犯則の行爲なからしむる爲のみならず亦其謹慎改悟を訓誡するにあり故に時宜に由り監獄則中懲賞に係る要項及び刑法中假出獄其他の恩典并に逃走罪等に關する要領を説示すること亦肝要なりと謂ふべし

第三條

在監人の遵守すべき事項は冊子とし監房内に備へ置くべし

前條の如く在監人遵守の要件を説示したるの外に尙ほ在監人の遵守すべき肝要事項は之を冊子となして各監房内に備へ置くを要す是れ在監人をして常に座右に備へて暇あれば即ち之を反復誦讀せしめんが爲なり

第四條

監房前には下部に番號入監年月日上部に氏名罪質刑名刑期留置期限犯數生年月日を記載したる小札を掲ぐべし但上部は之を掩ふものとす

(三) 監房前の揭示

各監房の前には各在監人に對し各別に一小札を掲げ之を上下二部に區分し下部には在監人の氏名に代へたる番號并に入監せし年月日を記載し又上部には在監人の眞實の氏名在監人の犯せし罪質其刑罰の名稱刑罰期限留置期限犯數生年月日を記載し此上部を掩蔽して一般囚徒をして見るを得ざらしむべし是れ一は在監人の耻辱を陰蔽し一は同惡同罪の者をして互に相和親聯應するの危險を豫防するか爲なり

第五條

領置の貨物は其品名數量を簿冊に記載し典獄之に檢印すべし

領置の貨物は本人釋放の時之を下付すべし

本條以下第七條迄は領置手續を規定せり本條に所謂領置の貨物とは新入監者の携有する財貨物件及び作業者に給與すべき工錢を指稱す
在監人の携有する若くば所有すべき貨物の領置は典獄の主管に屬するものなり故に此等の貨物は財貨と物件とに分ち領置簿冊には各々其貨物の領置の年月日及び番號を記載し財貨は單に其金額を掲げ物件は其品數名稱價值を裁せたる

(四)領置

後典獄は之に檢印せざるべからず又領置の貨物は本人の釋放せらるゝと同時に之を本人に下付せざるべからず

第六條

入監の際携帶の物品にして監獄官吏に於て保存の價值なしと認めたるもの又は保存に堪へ難きもの又は保存に不便なるものは本人へ告知の上之か領置を拒むことを得但本人の請求あるときは之を賣却して其代金を領置すべし

長期囚所持の物品は本人へ告知の上之を賣却することを得

新に入監する者か入監の際に携帶せる限りなき物品中には司獄官吏に於て殆んど保存するの價值なしと認め得べき輕少の貨物なきにしもあらず又其品質の腐敗壞裂損滅等に由り保存に堪へ難きものも少なからず又保存に堪へ得るも之を保存するには大に不便を感じるものも少なからず凡て是等の物品を監署に領置するは實際上不可能の事なり故に司獄官吏は此等の物品に對しては新入監者へ告知して其領置を拒むことを得べし然れども尙ほ

本人に於て該物品の領置を請求するときは司獄官吏は止むを得ず本人の承諾を得ずして之を賣却し其代金を領置することを得べし是れ獨り領置上の便利を計るのみならず亦本人の利益の爲に必要なる處分なりと謂ふべし

物品中保存に堪へ得べきものと雖ども長期囚所持の物品は本人へ告知の上之を賣却し其代金を領置することを得べし是れ亦前項の旨趣とする所と

同し本條に告知とは本人の承諾を要するの意義にあらす故に本人に於て拒絶することあるも監獄に於て必要と認めたる以上は賣却を斷行して憚る所なきなり但し新に入監せる刑事被告人の携有品を賣却する場合には慎重の注意あるを要す如何となれば之か爲に往々被告事件の審理上に大影響を及ぼすことあればなり

第七條

在監中外人より差入たる貨物にして領置するものも亦第五條第六條の例に依る

在監人の親屬故舊より領置貨物の下付を請ふときは本人の承諾を得

(五)監房に入る物品

て之を許可することを得

本條は外人よりの差入貨物の領置に關する規定にして凡て前二個條に規定せし入監者携有物品領置の手續に準據するものなり若し在監人の親屬故舊より領置貨物の下付を請求し本人に於て承諾を與へたる場合に於て司獄官吏に於ても下付の必要を認めたるときは之を許可して下付することを得べし

第八條

總て監房に入る物品は之を點檢し其危険の虞あるものは之を禁すべし

本條に物品とは囚人自ら携帶して入るものと司獄官吏に於て入るものとの二者を包括す總て監房に入る物品は司獄官に於て一々慎重に點檢して苟くも危険の虞あるもの即ち其物品自ら囚人に危険を與ふるか若くは其使用に由りて囚人が危険を生せしむるを得る物品は必ず之を嚴禁せざるべからざるなり

(六)通身検査

第九條

在監人入房の際は總て通身の検査を爲すべし
 通身の検査は一人宛之を爲し他人をして見せしむべからず但工場教誨堂
 運動場浴室等より一時多人數を還房せしむる場合は此の限に在らず
 男子の検査は看守長臨監し看守之を行ひ女子に係るときは女監取締
 之を行ふべし

在監人入房の際は總て通身の検査をなす事を要す如何となれば在監人の
 入房の際若し木片鉄石糸髪等を携帯するときは遂に危険若くは不紀律を生
 するに至るべければなり検査をなすに當りては最も嚴重に検査すべし彼の
 裸体の中にも尙種々の物品を隠匿するの餘地少なからず況んや被服殊に給
 綿入等の如きに於ておや身体及び被服等殘遺する所を最も精密且敏精に之
 を執行せざるべからず

検査は密行を以て本則となす故に一人つゝ之をなし決して他人をして見
 せしむべからず但役場教誨堂運動場浴室等より一時多人數を還房せしむる

場合は此限りにあらず蓋し検査の事たる實に取締の必要上止むを得ずして
 之を執行するものにして其在監人の權利感情及監獄の風儀紀律に關係する
 所尠少なからざる故に成る可く傷害の範圍を宥縮せしめんことを要す
 検査は其係員を異にし男子の検査は看守長臨監して看守之れを行ひ女子
 の検査は看守長臨監して女監取締之を行ふべきものとす

(七)放免期日

第十條

囚人及懲治人の放免期日は入監後直に之を調査して放免曆簿に記入
 し仍ほ本人に告知すべし

囚人及懲治人の入監するや否や司獄官は直に其放免期日を計算調査し
 て之を放免曆簿に記入し一目瞭然其放免期日を知らしむるの準備なかるべ
 からず而して其放免期日は豫め本人へ告知することを要す蓋し告知の主旨
 は本人をして其刑期計算を認了せしむるが爲めなり故に若し計算上に關し
 異議あるときは本人をして執行命令官に對し情願を呈出し其指揮を乞はし
 むべし然れども正常の理由なき異議は情願を呈出せしむるの限りにあらず

又告知する所の刑期計算に對し本人に於て異議なきときは其旨を認印せしむるを要す

(八) 釋放の手續

第十一條

釋放すべき者あるときは典獄は名簿原籍に照して其氏名相貌等を糺し釋放を言渡すべし

釋放すべき在監人あるときは典獄は名簿原籍に照して被釋放者の氏名相貌等を糺明し其の眞に釋放すべき本人なることを確認したる後釋放の旨を本人に言渡すべし釋放は典獄の言渡あるを俟て始めて効力あるものとす即ち言渡とは單に儀式的に釋放を達示するの意義にあらず囚人の出獄に際しては特に其出獄後の心得方を懇切訓諭する所あるを要し又監視の附加刑ある者に對しては其期限間に於て遵守すべき事項及び其制裁等に關し懇篤説示する所あるべきなり但し監視に付すべき者を釋放するに際しては其監視の起算満期日を記せる文書并に刑名宣告書の謄本を添付して之を嚴密に警察署へ護送するを要するものなり

(九) 領置貨物下付の手續

第十二條

領置の貨物を下付するときは其名數を簿冊に照して其旨を記し受取人をして證明せしむべし

領置の貨物は本人釋放の時に之を下付するは本則第五條第二項に規定する所にして本條は即ち其下付の手續に關する例規なり之に由れば領置の貨物を下付するときは司獄官に於ては其領置貨物の品名數量を領置簿冊に照して錯誤なきを確認したる上其領置貨物の品名數量と且つ下付の旨を別紙に記載し受取人をして之に證印せしむることを要す

(十) 數名を釋放するの手續

第十三條

同日に數名の釋放者あるときは各其釋放時間を異にすべし但し刑事被告人は此限に在らず

在監人中若し同日に釋放すべき者數名あるときは其釋放時間を別にするを要す蓋し同時に數名を釋放するは頗る混雜にして事實上爲し能はざる故なり故に同日に數名の釋放者あるときは其罪質の年齢其他の事情を參酌し

て解放者の順序を定め各時間を別異して釋放するを要す
然れども刑事被告人の釋放の手續は其他の在監人に比すれば大に簡單な
るが故に同時に數名を釋放するも敢て混雜を來すの恐れ少なし故に刑事被
告人に限り同日同時間に數名を釋放するも亦可なりとす

(十二) 共犯人
の別異

第十四條

刑事被告人の中共犯人あるときは其監房を別異し談話通聲すること
を得ざらしむべし

裁判所又は其他に押送のとき亦同じ

監獄則に於て既に罪質に由り刑事被告人を別異すべきを規定したる以上
は其共犯人を別異すべきは固より當然なり刑事被告人の中共犯人を離隔す
るに唯だ其監房を別異するのみは不充分なり尙も談話通聲するを得ざらし
めんと欲せば成るべく隔絶したる監舎に各別に拘禁するを要す從て裁判所
又は其他へ押送のときは勿論其他如何なる場合に於ても瞬時も共犯者の相
近接して談話通聲するの機會を得ざらしむべし

(十三) 特赦、
免職、
假出、
獄

第十五條

特赦ありたるときは典獄は速に其旨を所屬長官に申報し所屬長官は
司法大臣に申報すべし

特赦は大權の作用にして司法大臣の上奏に因りて裁可せられたるものな
り特赦上奏の手續は刑の言渡確定したる後其言渡を爲したる裁判所の檢事
若しくは典獄より犯人の情狀を司法大臣に具申し(但し典獄より具申すると
きは檢事を經由し檢事は之に對する意見書を添付するを要す)司法大臣は意
見書を添て上奏するものなり又司法大臣は刑罰の言渡確定したる後は即時
にても之を上奏することを得特赦の申立は死刑を除くの外は刑の執行を停
止するの理由となすに足らず特赦の申立にして却下ありたるときは司法大
臣より刑の言渡を爲したる裁判所の檢事に其旨を通知し又特赦ありたるこ
とを知りしときは施行細則の規定に由りて在監人の釋放を言渡し釋放の手
續を結了して其旨を典獄の隸屬する所の上級長官へ申報して上級長官は之
を司法大臣に申報するものなり

第十六條

特赦免幽閉假出獄の申渡は其裁判所又は許可の監署に達したる時より二十四時間以内に之を爲すべし
假出獄の申渡を受けたる者には典獄其證票を與へて最近の警察署に護送すべし

特赦免幽閉假出獄等の恩典に對し授典者をして殊遇の優渥なるに感謝する所ならしめんと欲せば之を決行すること最も迅速なるを要す是れ本條に於て二十四時間の制限を設けたる所以なり又出獄に關する事項の調査諭示教誨等必要の手續は成るべく早く之を結了し瞬時も遷引することなきを要す假出獄の申渡を受たるものには典獄其證票を與へて最近の警察署に護送せざるべからず證票の様式は明治廿二年七月内務省訓令第三十三號に於て詳に規定せり本條に最近の警察署とは出獄者の居住すべき地に至る可き沿道又は監獄所在地の警察署を謂ふ

第十七條

特赦免幽閉假出獄の申渡は別に定むる方式に於て行ふべし

特赦免幽閉假出獄等の處分は特殊の思典なるが故に成る可く之れが執行の儀式を壯嚴にして授典者の感情を深重ならしめ且つ此機會を利用して他の囚徒の企望心を獎勵することを要す故に一定の法式によりて之を行はざるべからず其の申渡の法式は二十二年七月内務省訓令第三十三號に規定せり

第十八條

免幽閉の申渡を受たる者は監獄近傍の地を限り居住せしめ典獄之を監督すべし但土地家屋なき者には之を貸與す

已を得ざる事故ありて一時限外に出でんことを請ふ時は典獄に於て其事由を取札して許可することあるべし

免幽閉の申渡を受たる者は自ら監獄近傍の地に限りて居住せしめざるべからず是れ典獄をして其監督を容易ならしむる爲なり若し免幽閉を受けたる者にして土地家屋を有せざる時は監署より之を貸與すべきものとす

免幽閉の申渡を受たる者と雖も一身上其他已むを得ざるの事由によりて一時限定の範圍外へ出てんことを請ふときは典獄は其事由を取糺して若し外出の必要を認めたる時は之を許可するも可なり

第十九條

免幽閉中重罪輕罪を犯したる者あるときは其裁判確定の上免幽閉を爲したる監獄に於て直に其刑を執行すべし

免幽閉の申渡を受けたるものは重罪若くは輕罪を犯したるときは其裁判確定したる後免幽閉の申渡を爲したる監獄に於て直ちに其刑を執行せしむるは是れ全く便宜上の理由に因る

第二十條

免幽閉の申渡を受たる者其配偶者又は其他の親屬を招きて同居し又は結婚せんと請ふときは典獄其生計の方法を取糺して許可すべし

免幽閉の申渡を受たる者が其配偶又は其他の親屬を招きて同居し又は結婚せんと請ふ場合に於ては典獄は宜しく其生計の方法を取糺して之を許可

せざるべからず而して其生計の方法を取糺すは再犯の發生を豫防するが爲なり故に典獄に於て彼等の生計の極めて困難なるを認めたる場合に於ては決して之を許可すべからず

第二十一條

假出獄中重罪輕罪を犯したる者あるときは其裁判確定の上現に之を管束する典獄に於て假出獄の停止を申渡し證票を取上げ其旨を所屬長官に申報し所屬長官は司法大臣に申報すべし

甲地に於て假出獄を許されたる者を乙地に於て停止したるときは乙地典獄より其の取上たる證票を甲地典獄に送致して其旨を通知すべし

前項に依り乙地に於て假出獄を停止したるときは集治監に入るべき者を除くの外其地監獄に拘禁し前刑後刑とも乙地に於て之を執行すべし

假出獄は裁判官が法律に基きて宣告したる刑期を伸縮するにあらず只假

に其出獄を許し刑罰執行の方法を寛宥するにすぎず故に出獄中重罪若しくは輕罪を犯したる時は刑法第五十六條に依りて直ちに其假出獄を停止し其出獄中の日數は刑期に算入せざるものとす而して裁判確定するを待て現に當該者を管束する所の典獄に於て假出獄停止の言渡をなし證票を取上げ其旨を所屬長官に申報し所屬長官は司法大臣に對し停止の申報を呈出すべきものとす

甲地に於て假出獄を許されたるものを乙地に於て停止したるときには乙地監獄より其取上げたる證票を甲地監獄に送致して其旨を通報し乙地に於て其假出獄を停止したるものに對し行刑する場合に於ては集治監に入る可きものを除くの外は乙地監獄に於て拘禁し前刑後刑共に乙地に於て之を執行すべきものなり而して此際甲地監獄より當該囚に關する名籍身分帳簿等必要の文書を送致せしむること肝要なり

第二十二條

死刑の宣告を受けたる者あるときは他の者と別異し一房に一人を拘

(十三)死刑

禁して特に戒護を嚴にすべし

本條規定の如く死刑の宣告を受けたる者を一房に一人拘禁して他囚と離隔するは檢束其他該受刑者に對する特別の待遇を執行するの便を斗るが爲めなり彼既に生命に望みなきものなれば其心中破監若くは逃走に依りて生命を憐れせんとの希望を絶たざるべきは理の將に然るべき所なり故に毛髮の間隙も忽ち之れに乗ず而して其是れに乗ずるや如何なる大逆か犯す能はざらん彼れ只一死あるのみ之れを試みざるも殺され故に之れを試みて死を萬一に免れんとするの希望あり之れ特に嚴重なる戒護を加へざるべからざる所以なり且死刑者に恐るべきは其自殺にあり失望落胆の餘り精神錯亂して自殺を企つるもの少なからず故に房内には自殺の用に供するの恐れある物品を置かざる様注意すべし又死刑者に對しては其心裡より忘念迷想の源く所を塞過する様注意すべし又死刑者を離隔するは只戒護の爲めのみならず典獄教誨師をして屢々監房を訪問し親して懇説慰解するの便宜わらしめんが爲なり故に典獄教誨師等は屢々監房を訪問し受刑者をして成るべく刑除

の苦痛を受けさらしむる様注意すべし之れ戒護上に於ても其効験の著しきものあるを見るなり

第二十三條

死刑の執行は午前十時を過るを得ず其執行中は看守をして嚴に刑場の門戸を守らしむべし

死刑は日出後より午前十時迄に之を執行することを要す而して其執行中は看守をして絶へず刑場の門戸を嚴重ならしむるを要す是れ死刑の執行を妨害せんと欲する者の濫入を防遏せしめんが爲めなり

第二十四條

死刑を執行すべき者同時に二人以上あるときは一人宛執行し其間他の受刑者をして刑場に入らしむべからず

死刑を執行すべき者同時に二人以上ある場合に於て受刑者に前後を付し一人宛各別に之を執行するは他の受刑者をして執行の慘状を目撃して刑除の苦痛を感ずることなからしめんが爲めなり故に如何なる場合に於ても同

時に二人以上の死刑を執行するを得ず而て前後を付する方法に關しては別段の規定なしと雖も先づ死刑宣告の前後を以て標準となし其他罪質年齢男女等諸般の狀況に由りて確定すべきものなり

第二十五條

死刑は受刑者自衣着用の儘之を執行することを得

凡そ囚人とは自由刑に處せられたるものを云ひ獄衣は自由刑の執行に必要なるものなり然れども死刑者は囚人を以て論すべきものにあらず少なくとも自由刑に必要な獄衣を着用せしむべきものにあらず即ち獄衣を着用せしむるは自由刑の一部分を以て死刑に附加するものなりと云ふべし故に受刑者は死刑の際自衣着用の儘之を執行するを以て本則となし若し自衣が不潔不体裁にして所謂死途の晴着となさしむるに足らざるものなる時は變例として之に獄衣を給與するものとす

第二十六條

雜居監房は相當官吏の立會あるにあらざれば開扉することを得ず但

(十四)監房に關する要件

在監人のあらさるときは此限りにあらず

監房の開扉は囚人の検査上最も重要な事項なり故に雑居監房の開扉の場合に於ては看守長其他司獄官の立會あるにあらずんば之を行ふことを得ずとす但し空房の開扉は立會を要せずと雖も相當の事由あるにあざれば濫りに之を開扉すること能はさるなり

第二十七條

同一監房には二人を拘禁することを得餘罪又は刑期限内犯罪の爲め審問中に係る囚人は一房に一人を拘禁すべし

同一監房には二人の囚徒を限り拘禁する事を得べし但し其罪質刑期限の長短年齢性質等を參酌して成る可く同房するも相互に害を蒙らざる様囚徒を撰擇するの注意なかるべからず然れども在監人中其餘罪のため又は刑期限内の犯罪のため裁判所に於て訊問中に係るものは一房に一人を限り拘禁するを要す是れ被訊問者が他の同房者と相計り罪跡を免れんとする奸計を運らすの機會なからしめ且訊問上の便宜を得んが爲めなり

第二十八條

囚人の監房には疊を敷くことを得ず但し病監又は特に司法大臣の認可ありたる場合には此の限りにあらず

本條に於て囚人の監房に疊を敷くことを禁じたるは實に刑罰執行の本体を得んが爲めなり蓋し下等社會の人民に於ては營々該苦してすら猶筵席を得るに困難なるに受刑者をして疊上に安座せしむるは實に權衡を失するの恐れあればなり病囚の監房に疊を敷くは其身體の狀況より實に已を得ざる所なり其他司法大臣の特別の認可ありたる場合に於ては監房に疊を敷くを得るは勿論なり

第二十九條

雑居監房に下付する書籍は一人同時に三冊を越ゆべからず但し字書は此限りにあらず

雑居監房中に於ける囚人に書籍を下付し之を誦讀せしむるは改惡遷善の一方便たるべし然れども一時に多數の書籍を下付するも害ありて益なし故

に其數を制限して一人に對し同時に三冊以上下付するとを禁せり然れども字書の如きは性質上其數を制限すべきものにわらざる故に幾冊にても之を貸與するとせり

第三十條

監房内に在ては各自の席次を定むべし工場に在ても亦同じ
監房内に在て若しくは工場内に在て囚人各自の席次を一定するは是れ監房内又は工場に於ける規律を保持し且監督に便宜を得せしめんが爲なり

第三十一條

各監房と看守所間には報知器の設備を爲すべし
各監房と看守集合所との間に報知器の設備をなさしむるは監房内に於て異常の變災ありし場合に於て之を看守に急報せしめんが爲なり

第三十二條

死刑場は監獄の一隅に設け墻壁を以て外見を防ぐべし
凡そ死刑場は拘留監に附屬すべきものなるか故に其位置は自ら拘留監構

(十五)死刑場

(十六)監房の設備

内に在るか若しくは外壁に接近したる場所に存するを要す而て墻壁を以て特に外見を防ぐ所以のものは死刑密行の主旨を貫徹せしめんが爲なり

第三十三條

各監房の鑰匙は其製式を同じし彼此供用するを得せしむべし
本條の規定あるは一朝事變あるに際して少數の人員を以て迅速に監房の開閉を容易ならしめんが爲なり故に各監房の鑰匙の製式を均一に一鑰匙を以て各監房に供用するを得せしめざるべからず

第三十四條

監獄には消防具を備へ置くべし
夫れ火災は最も恐るべき非常事變の一に屬す故に監獄に於ては平素必ず相當の準備なかるべからず

第三十五條

極寒の季節に在て必要と認むるときは煖房の設備をなすべし
極寒の季節に在ても煖房の設備をなさず囚人をして嚴寒に患へしむるは

實に殘酷に失す故に司獄官に於て暖房の必要を認むる時は直に之が設備をなさいる可からず

第二節 作業

本節に於ては役法及び時限に關する事項の規定を掲げたり

(一) 作業指定
科程の種類

第三十六條

作業を指定せんとする時は先づ醫師をして其就業すべき者の身体を診査せしむべし

囚人に對し作業を指定せんとするには其体力に相應することを要す而て体力の強弱は醫師の診定を待て初めて明確なるを得べし故に先づ醫師をして其就業すべきもの、身体を診査せしめざるべからず而て之を診定せしむるや單に強弱何れかの缺點を下すを以て足れりとせず若し弱なる場合には如何なる部分に如何なる缺點あるやを診定せしめ且如何なる種類の作業に適當するやの決定をなさいむるを要す例へば呼吸機系に故障あるものは塵

埃多き作業を避けしめ消化器に疾病あるものは成る可く座業を就かしめす脚疾あるものは足部の勞動を要する業務に就かしめざる等の注意あるを要す且つ如何なる場合を問はず作業を指定するに當りては一應本人の希望を參考すること又一要件なりと云ふべし

第三十七條

作業は科程を定めて服せしむべし
科程は普通一人の働高を以て等一に之を定む但し老者幼者病弱者不具者未熟者等は此限りにあらず
炊事洒掃看病等科程を付し難きものは一定の就業時間を以て一日の科程とす

作業は毎囚の一定の期間に於ける數量即ち科程を定めて服役せしめざるべからず而て其科程は通例普通労働者の出來得べき限度を以て標準となし毎囚等一に科程を定めざるべからず但し老者幼者病弱者不具者未熟者等は之を等外に置き別に其科程を定めざるも可なり

炊事洒掃看病等其作業の性質上科程を定め難き所のは其一定の就業時間を以て一日の科程となし殊に其督勵を嚴にすべし

第三十八條

監獄作業の種類は司法大臣の認可を受くべし

監獄に於て囚人に作業を科するは蓋し之に依つて懲戒感化經濟の三目的を達せしむるにあり故に囚人作業の種類を定むるにも時と場所とに顧慮して司法大臣の認可を経て之を執行するを要す

第三十九條

外役せしむべき囚人は刑期の二分の一を經過したる者の中に就き之を撰むべし但し刑期二分の一を經過せざる者にして特別の必要あるときは司法大臣の認可を経て外役せしむることを得

刑期六ヶ月以下の者及女囚は外役せしむることを得ず

外役せしむべき囚徒は刑期の二分の一を經過したるもの、内より之れを撰擇すべし是れ外役は内役即ち作業に比すれば稍々困難なるが故に未だ監

(二)外役

獄内生活に慣れざるものをして之れに就かしむるは實に殘酷に尖するの嫌あるがためなり然れども外役の需用多くして到底以上の囚徒中より撰擇するも尙之れに應ずる能はざる等特別の必用あるときは特に司法大臣の認許を経て例令ひ刑期二分の一を經過せざるものをも外役に服せしむる事を得然れども刑期六ヶ月以下のもの及女囚に對しては絶對的に外役を命ずることを得ず是れ彼等をして外役に服するは殘酷に過ぐるの嫌ひあるがためにして慈愛主義の行刑上尤も其當を得たるものとす

第四十條

外役に服せしむる者は鍊鐵の鎖を用て二囚毎に聯結し晴雨を問はず笠を用て其面を掩はしむべし

外役の囚人は看守二人以上をして戒護せしむべし

外役に服せしむる者に對しては鍊鐵の鎖を用ひて二囚毎に聯結するを要す之れ其逃走を豫防せんがためなり又晴雨を問はず笠を用ひて其面を掩はしむるを要す之れ辱を外人に曝らすを避けしめんが爲めなり

(三)副業

又外役の囚徒は看守二人以上をして之を戒護せしむるを要す之れ囚徒の指揮監督上最も必要なりとす

第四十一條

理髮罽紙摺掃除等の如く監獄用の業にして終日使役し難きものは副業として之を課すべし

理髮罽紙摺掃除等の如きは監獄内缺くべからざるの要務なりと雖も終日使役し難きものなるべきに由り之を一定の作業となすことを得ず故に副業として之を課すべきは當然なり

第四十二條

作業の出来高は毎日一回各囚に就き之を検査すべし

囚人に對する作業の一定の科程は各囚をして必ず之を決了せしめざるべからず從て其督勵を嚴格にすると肝要なり故に作業の出来高は毎日一回各囚に就きて之を調査し以て工錢を量定し賞罰を検案するの資に供せざるべからず

(四)作業の出来高

第四十三條

科程の了否は一箇月分を積算調査して之を定むべし
科程の了否を毎日調査せしめて一ヶ月分を積算調査して之れを定むるは蓋し一の便宜法なりとす

第四十四條

服役せしむべき在監人は左の時間就役せしむるものとす但し地方の状況又は監獄の構造に依り司法大臣の認可を経て伸縮することを得

(六)服役時間

- 一月 七時間
- 十二月 七時間
- 十一月 七時三十分間
- 二月 八時間
- 十月 八時三十分間
- 三月 九時間
- 九月 九時間

四月 九時三十分間
 五月 十時間
 八月 十時間
 六月 十時三十分間
 七月 十時三十分間

服役時間は時期に依り之を長短伸縮せしめざる可からず故に本條に於ては之を各月に區別して規定せり服役せしむべき在監人は一定の動作時限は刻々確守して分秒の時間も濫りに之を遅速せしむ可からず蓋し時限は嚴正なる規律の上に關係を有すること最も大なればなり但地方の狀況又は監獄の構造如何に依り作業上已むを得ざるの必要ある時は司法大臣の認可を経て時限表の伸縮を實行することを得べし

(七)作業規定適用の範圍

第四十五條

無定役囚及刑事被告人にして作業に服する者には本章の規定を準用す
 無定役囚及刑事被告人は任意的に服役すべきものなり故に彼等にして一

(一)工錢の料

第三節 工 錢

第四十六條

且作業に服せし者には本條の規定を準用すべきは勿論なりとす

作業の工錢は其他普通の傭工錢に照し各自の技能と就役時間とに應じ之を定むべし工錢は六箇月に一回之を調査料定するを要す
 工錢は作業の種類に従ひ囚人技能の巧拙就役時間の長短を計り監獄所在地方の普通の傭工錢に準據して之を定むるを要す然れども工錢は必しも普通の傭工錢より低下せしむるを要せず然れども多少低下せざるを得ざるは監獄工業の通性上已むを得ざる必要に出づるものなり故に必要なき限りは成る可く同一ならしむるか若くは少差異に止まらしむるを要す蓋し工錢の高低は監獄經濟に關係し民業の消長に影響する所大なるを以てなり工錢を調査料定するに各日之を行ふは大に煩雜にして實際上の不便少なからず故に六箇月に少くも一回以上之を調査料定することとせり

(二)工錢の給與

第四十七條

定役囚には左の例に従ひ工錢を給與す
 一 初入者には重罪囚十分の二 輕罪囚十分の三
 一 再入者には重罪囚十分の一 輕罪囚十分の二
 但し再入者にして刑期一年以上を經過し作業に勉勵する時は初入者の例に準ずることを得

定役囚に工錢を給與するの主旨は既に監獄則第二十二條に於て之を説明せり本條に於ては工錢給與の割合を規定せり即ち初めて入監せし重罪囚には十分の二又其輕罪囚には十分の三を給し而て再び入監せし重罪囚には十分の一又其輕罪囚には十分の二を給し一般に初入者より再入者に對しては之を減少せり是れ行刑上當然の結果なり然れども若し刑期一年以上を經過して作業に勉勵したるの成績あるときは初入者の例に準じて工錢を給與することを得べし

(三)免役日の使役

第四十八條

免役日に於て囚人を使役するときは科程外の工錢を與ふべし
 凡そ免役日に於ては一般に休役せしめ縦令自ら請願するものあるも就役せしむる能はざるものとす蓋し免役の主旨は之に依りて臣士の本分たる慶賀衰悼の大禮を盡し風教的導化の主儀を貫徹せんと欲するにあればなり然れども役業の種類により如何なる事由あるに拘はらず休役せしむる得はざるものあり縦令は炊事掃除病者の看護其他監獄の用に使役する事務の如し是等の業務に限りては免役日に拘はらず就役を命じ其特勞を慰するが爲料程外の工錢を給與するは固より當然の事理に屬す

(四)工錢を給與せざる場合

第四十九條

屏禁處罰中は工錢を給與せず
 屏禁處罰中は其罰則として工錢を給與せざるは其れ本條の主旨とする所なり

(五)工錢の通知

第五十條

在監人に與ふべき工錢に毎月十日以内に於て其前月の總計金額を本

人に示すべし

在監人に與ふべき工錢は毎月の初め後くも十日以内に於て其前月間の所得高を總計して之を當該者に告知することを要す而て告知の際は單に工錢の額のみならず其他其作業の出來高を明示すべし是れ當該者をして實際の出來高に照し工錢の誤なきや否やを判定せしめんが爲なり

第四節 給 與

第五十一條

(一)衣類

囚人の衣類は赭色懲治人及刑事被告人に貸與する衣類は淺葱色にして總て筒袖として通常服と就役服とを別つべし

本條は貸與衣服の色様制式種類を規定せり即ち色様は赭色を囚人とし淺葱色を懲治人及刑事被告人とす又制式は凡て筒袖となし其種類を別つて通常服と就役服との二つとなせり被服は常に清整を保持せしむるを要す故に不潔なれば直ちに之を洗濯し損破の所は直ちに之を補修し微汚小缺も看過

(二)蒲團

放擲するなきを要す又被服は成る可く大小の數種を備へ各囚人の身体に適應せしむるの注意あることを要す是れ規律上の必要のみならず又經濟上の便宜を計ればなり

第五十二條

囚人の蒲團は赭色懲治人及刑事被告人の蒲團は淺葱色とし各自に貸與す

蒲團の色様は凡て被服に準し囚人は赭色とし懲治人及刑事被告人は淺葱色とし一般に之れを貸與す但し貸與は一着一人に限り二人以上の合着を禁ず是れ區劃絨駄の主旨を貫き且つ風儀上の規律を保持せんが爲なり

第五十三條

(三)衣類の貸與

懲治人及刑事被告人の着用する衣類にして時季に適せず又は汚損其他衛生上に害ありと認むるときは之を貸與す

懲治人及刑事被告人の衣類は凡て自辨たるは監獄則第二十七條により明なり然れども其入監當時に着用せし衣類にして時季に適合せず或は汚損甚

だしく其他解生上害ありと認めたる場合に於ては一時之を貸與すべし然れども實際上に於て其衣類にして若し洗濯又は補綴の上着用し得べきものは之を着用せしめ或は速かに相當の衣類を調製しむるも可なり

(四) 白布の縫

著 第五十四條

在監人の衣服の外襟及蒲團には白布を縫着し之れに其者の番號を記すべし

在監人の衣服の外襟及蒲團に白布を縫着て之に其者の番號を記するは是全く物品の整理に便利ならしめん爲めなり在監人をして濫りに衣服及蒲團を交換し能はざらしむるの注意あることを要す又懲治人及刑事被告人着用の白衣は必ずしも番號を記したる白布を縫着するに及ばず他に便法あらば成る可く之れに依るを要す

(五) 衣類及雜具の種類

第五十五條

囚人の衣類及雜具左の如し
衣類

- 一 單衣
- 一 袴
- 一 綿入
- 一 襦袢
- 一 股引

婦女には股引に換へて前垂を貸與す

雜具

- 一 臥具
- 一 蚊蠅
- 一 莞蔴
- 一 枕
- 一 帶
- 一 褌
- 一 手巾

- 一 雨具
- 一 冠物
- 一 履物

以上の外用紙は別に之を給與す其他必要ある場合に於ては司法大臣の認可を得て其品目を變更又は増減することを得

本條は在監人に貸與する衣類雜具の種名を列記せり勿論各地方寒暖の状況に依り品種を増減し節用を旨として便宜保存期限を規定すべし莞蔴の如きも若し監房内一面に蓆又は薄縁の類の如きものを敷きある時は別に之を貸與するに及ばず履物は木履若くは草履とす枕は必ず木枕なるを要す本條に足袋の貸與を規定せざるは實際の必要上實に已むを得ざるに出づ用紙は時と場合とにより相當の數量を給與すべし其他日常囚人の爲必要なるものを欠く場合に於ては司法大臣の認可を経て其品目を變更又は増減し得るは勿論なり

第五十六條

(六) 病者の衣類雜具

病者の衣類雜具は醫師の意見に依り典獄に於て變更又は増減することを得
 病者の衣類雜具は醫師の意見に依り病者の健康の爲必要と認めたる場合に於て典獄は其種類及分料を増減又は變更することを得るは固より當然の事理に屬す

第五十七條

療養の爲め必要なる飲食物は醫師の意見に依り之を給與すべし
 本條は前條の場合と同じく醫師の意見に依り病者療養の爲め必要なる飲食物と認めたる場合に於ては監署に於て必ず之を給與せざる可からず

第五十六條

囚人及懲治人二圓以上の領置工錢を有し作業に勉勵し行狀方正なる時は其請により工錢を以て食物を購求することを得但し其種類分量は典獄豫め制限を設くべし
 凡そ食物の購求は作業の進歩勉勵を促すが爲には最も効果ある便法なり

(七) 療養に必要なる飲食物

(八) 食物の購求

故に囚人及懲治人にして二回以上の領置工錢を有し又平素作業に勉勵し且行狀方正なるときは常該人の請求に依り典獄は其必要を認めたるときは常該人の工錢を以て食物の購求を許すことを得べし而て其種類分量等は囚人作業の種類其他の状況に依り豫め其制限を設け以て領置工錢の濫費を防がざる可からず

第五十九條

工錢を以て食物を購求するは一月五回以下にして一回金五錢を越ゆることを得ず但し購求費は前月分工錢の三分の一以内とす

凡そ食物購求の奨勵法は其利用宜しきを得すんば爲めに規律を害し工錢給與の旨儀に戻ることなきを得ず故に其回数及金額の制限を設け一月五回以下とし且一回五錢を越ゆるを得すとせり又購求費は前月分給與工錢の三分の一以内となせし所以は主として囚人出獄後の生計の資料に充用するに足る貯蓄あらしめんが爲なり

第六十條

食物の購求は懲罰中竝に處罰後一箇月を経るにあらざれば之を許可することを得ず
本條は第四十九條の如く懲罰竝に處罰に對する附罰として懲罰中竝に處罰後一箇月以内は食物の購求を禁止せしものなり

第四節 衛生及死亡

本節は囚人の衛生及び死亡に關する詳細の規定を設けたり

第六十一條

監獄は常に清掃し厠間竝に便器は度數を定めて掃除すべし
凡そ清潔を保つことは獄内規律及衛生上最も重要な事項に屬す故に片隅隱微の場所と雖も常に之を清掃し不潔ならしめざるを要す從て厠間并便器は特に度數を定めて掃除し殊に清潔を勵行すべし此等の掃除には監房を除くの外勿論囚人を役するものとす

第六十二條

(一) 清潔

病者の居室身体衣類臥具等は特に清潔にし離隔消毒を厳にすべし
病者の居室身体衣類臥具等に對しては特に嚴密なる清潔法を實行するの
必要あるは勿論なり又疾病により自ら特種の清潔法あるべきを以て宜しく
時と場合に應ずる醫師の意見を諮詢して諸種傳染病の離隔消毒法を嚴密に
注意せざるべからず

第六十三條

刑事被告人無定役囚及分房にある囚人は毎日三十分以上監房外に
於て運動をなさしむべし

運動は食物消化の上に於て又健康を保全する上に於て最も肝要なりとす
然るに刑事被告人無定役囚及分房にある囚人の如きは其性質上身体を活動
せしむるの機會少なし故に此等の者に對しては毎日必ず運動せしむるを要
す運動は雨雪其他正當の故障を除くの外は毎日日出後日没前に於て少なく
も三十分以上監房に於て之をなさしむべし但し此際相當の區劃及監察ある
を要す看守は罪囚をして其特別の監察及指揮の下に於て体操又は遊戯をな

(一)運動

さしむることあるべし

第六十四條

監獄には体量器を備へ置き入出監の際處罰前後其他一箇年一回以上
体重を量るべし

本條の規定ある所以は囚人の入出監の際處罪前後其他在監中の体重を比
較對照して以て行刑の進歩發達上の資料に供せんが爲なり

第六十五條

衣類臥具其他の物品は種質に依り蒸汽其他適當の方法を用ひ臭氣を
除き虫害を防ぐべし但し病者の物品は特に注意を施し他物と混同す
べからず

洗濯は衛生及び保管上の要件なり故に衣類臥具其他の物品は各々其種類
品質に依り蒸汽其他適當の清潔方法を用ひて臭氣を去り虫害を防がざるべ
からず但し病者の現用したる物品は他囚の物品と混一して之を晒洗すべか
らず殊に傳染病者の物品は尤も深密の注意を加へ或は藥品を用ひて其消毒

(四)洗濯

(三)体量検査

(五)入浴

法を嚴にし特別に之を取扱ざるべからず

第六十六條

入浴の度敷は作業の種類其他の状況に依り之を定む但し毎年六月より九月までは五日毎に一回十月より五月までは十日毎に一回を下るを得ず

在監人は時々入浴して其身体を清潔ならしむる事を要す本條に於ては入浴の度敷は作業の種類其他の状況に依り之を定むる事とせり故に發汗甚だしく又は塵埃に接すること甚しき作業に従事する囚人の如き或は夏季に於ける如きは屢々入浴を爲さざるべからず而て本條に於て入浴の度敷は毎年六月より九月迄は五日毎に一回十月より五月迄は十日毎に一回を下るを得ずと規定せり然れども監獄經濟の許す限りは清潔を保つに必要なるだけ屢々之を行はしむるを可とす蓋し入浴は獨り清潔及健康を保全せしむるに必要なるのみならず衣類臥具等を節用するの旨趣にも適合するものなるを以てなり

(六)鬚髮の梳理

第六十七條

在監人の鬚髮は清潔に梳理せしむべし但し衛生上若しくは規律上必要と認めたるときは之を剃削することを得

鬚髮の清潔を保つは監獄取締の規律上及衛生上尤も必要の事項に屬す故に鬚髮の梳理は縦令本人自ら請はざるも之を嚴命強行して常に鬚髮を清潔に梳理せしむべし但し衛生上若しくは規律上必要を認めたる處合に於ては之を剃削することを得るは勿論なり

第六十八條

髮を短薙せざる者の監房には木梳を備へ置くべし

本條は前條の規定に據り鬚髮を清潔に梳理せしむるの必要あるが爲めに之を設けたり故に髮を短薙せざるもの、監房には必ず木梳を備付くる事を要す

第六十九條

傳染病流行の兆あるときは其豫防を嚴密にすべし若し在監人中傳染

(七)傳染病の豫防

病者あるときは直に離隔室に移し其消毒を嚴にし病性及感染の状況を詳悉し典獄より所屬長官へ申報し且其旨を市町村役場及警察署に通知すべし

本條に於て傳染病と稱するは六種傳染病の外肺疾疥癬等を謂ふ傳染病は實に恐るべき者にして一旦監獄を侵襲するや波及する所の害毒實に計るべからず故に監獄所在地方に於て傳染病流行の徵候あるときは嚴密なる豫防法を實行せざるべからず即ち新に入監するものあるときは其檢診離隔清潔法を嚴行して病毒の浸入を閉塞し且病毒發生の萌芽を芟除するの工夫あるを要す斯の如く嚴密に豫防法を行ふにも拘らず尙若し病毒の發生あるときは直ちに是れを離隔室に移し遮斷法を行つて消毒を嚴重にし且つ病毒の性質及び其感染蔓延の經過状況を典獄より精細に記載して之れを其長官に申報し又其旨を市町村役場及警察署へ急に告知すべし尙傳染病豫防に關しては明治十三年布告第三十四號同九月内務省達乙第三十六號同二十年八月内務省訓令第六百六十五號等の規定に就きて見るべし

第七十條

傳染病流行の際は飲食物の差入及購求を停止することを得

本條は傳染病豫防に關し最も必要の規定なり若し傳染病流行の際に於て飲食物の差入及購求を許し該品中病毒の潜伏せるをらむか後日如何なる害毒を及ぼすや計るべからず故に傳染病流行の際に於ては監署は時宜に依り飲食物の差入及購求を停止する事を得るべし但し飲食物にあらざる物品と雖も其物質に依りては一時差入を扣へしむるか若しくは嚴重なる消毒法を執行することを要す

第七十一條

傳染病流行地を發し若しくは其地方を經過したる者新に入監するときは一週日以上他の者と離隔し其携帶する物品は消毒を行ふべし

本條の規定も傳染病撲滅に關する最も必要の方法なり蓋し病毒撲滅の良法は先づ病毒輸入を豫防するにあればなり故に若し傳染病流行地方より出發し又は傳染病流行地方を經過したる新入監者あるときは一週日以上他の

在監者と嚴重に離隔し且其携帯せる物品を充分に消毒するを要す消毒の際
は最も注意して之れが爲めに物質を毀損するに至らしむる如きことなきを
要す又現に傳染病を患へつゝ新たに入監するものあるときは他の傳染病は
兎も角若し虎列刺等ならんには監獄内に於て既に同病者の發生あると否と
に區別し若し發生なきときは其地方の市町村長検事及警察署長等と協議の
上所属長官の認許を過て監獄外相等の場所に離隔療養せしむるを可とす

(八)危篤病者
の通知

第七十二條

危篤の病者あるときは直ちに親屬に通知し刑事被告人なるときは尙
は其旨を裁判所に通知すべし

在監病者にして病勢危篤に迫るときは直ちに其旨を親屬へ通知する事を
要す之れ死者及親屬をして生前一面晤を得て所思を通ずる能わざりし遺憾
なからしめんがためなり又刑事被告人の病者にして病勢危篤に迫るとき
は其旨を親屬に通知すると同時に當該裁判所へ通知するを要す是れ裁判の
審理上大に影響する所あればなり

(九)死亡の通
知

第七十三條

死亡者又は刑死者あるときは其年月日を記し典獄より親屬に通知す
べし

刑事被告人死亡し又は囚人及懲治人にして裁判所の訊問中に係る者
死亡したるときは之れを其裁判所に申報すべし

死亡者又は刑死者あるときは典獄は其死亡の年月日を記載して成る可く
迅速には親屬に通知することを要す是れ遺骸の下付を請願する場合に
於ける便宜を計ればなり又刑事被告人死亡し又は囚人及懲治人にして裁判
所の訊問中に係るもの死亡したるときに之れを當該裁判所に報告するは是
れ裁判の審理上大に係る所あればなり

(十)死亡檢案

第七十四條

在監人病死したるときは醫師の診案に依り病症及其因由並に死亡の
年月日時を死亡帳に記載すべし若し變死したるときは醫師の檢案に
依り死亡の因由及其年月日場所死狀等を詳記すべし

死亡帳とは在監人の死亡に關する事項を詳記するの臺帳にして永久に保存すべきものなり故に在監人病死したるときは先づ醫師をして診察せしめ其病症及其病死の因由并に死亡の年月日時を死亡帳に詳記すべし又在監人變死したるときは醫師の檢案に基きて其死亡の因由及年月日場所死狀等を詳記すべし但此際之れを記入したる欄には醫師の認印あるを要す

第七十五條

死者の親屬若くは故舊に其遺骸の下付を許したるときは其者をして死亡帳に證明せしむべし

監署に於て遺骸を假葬したるときは棺に入れて之を埋め其上に面三

寸長三尺五寸に過ぎざる氏名標を建つべし

死者の親屬若くは故舊より其遺骸の下付を請願したる場合に於ては監署は之れを許可すべし而して其際請願者をして死亡帳に署名捺印して遺骸の下付受領を證明せしむるを要す

監署に於て遺骸を埋葬したるときは簡短なる相當の儀式を供へ哀吊の禮

(十一)遺骸下付

を表すること至當なりとす故に遺骸は之れを棺に入れて埋葬し其上に面三寸に過ぎざる氏名表を立つることを要す

第七十六條

在監人の遺骸は假葬したる後と雖も下付を請ふ者あるときは之れを許す

在監人の遺骸は假葬後と雖も親屬若くは故舊の下付を請ふものあるときは之れを許可するを要す但し此際其旨を警察官に通告すべし

第七十七條

死亡者の領置貨物あるときは親屬に下付す

親屬遠地に在て物品を送付するに入費を要するものは其物品を公賣して代價を遞送することを得但し遞送費は親屬の自辨とす

在監人死亡し監署に領置の貨物あるときは相續權ある正當の親屬系を追ふて之れを下付すべきものなり故に親屬に死亡を通知するときに於ては併せて其領置貨物の有無并に其下付の手續等を通牒することを要す

(十二)死亡者の領置貨物

若し親屬遠地に在て其領置貨物を送付するに多額の遞送費を要するものは場合に依り其物品を公賣に付して其代價を遞送することを得べし但し此手續は單に受領者の利益を計るにあるが故に一應其承諾あることを要するは勿論なり又代價の遞送費は固より親屬の自辨たるものとす

(十三)合葬

第七十八條

假葬したる死亡者刑死者の遺骸にして滿三箇年に至るも引取人なきときは更に合葬することを得但し合葬したるときは其墓標に石を用ゆべし

假葬したる死亡者刑死者の遺骸にして滿三年を經過するも尙引取人なきときは將來引取人なきものと認定して更に許多の遺骸を合葬することを得べし故に合葬は監獄に於ける本葬の義なり即ち永久に引取人なきものと看做して死者墳墓の地を永久に表識する禮を行ふ手續なり然れば合葬後は假令遺骸の下付を請ふものあるも之れを許さざるは勿論なりとす但し合葬したるときは其墓標に石を用ゆるを要す墓石は相當の大きさを以て之れを作り

合葬者の氏名を刻し置くべし是れ後世何人が何の地に合葬しあるやを判然ならしむるものにして墳墓を建つるの趣旨に適合する所以なり

第六節

本節に於ては在監者の書信及び接見に關する精細の規定を設けたり

(一)書信

第七十九條

在監人より發する書信は一定の書信紙を用ひしめ典獄之を封緘發送するものとし郵便税は自辨とす但し郵便端書を用ひしむるも妨げなし官司の訊問に依て發信を要するに當り郵便税を自辨すること能わざるときは監獄費を以て支辨すべし

在監人より發する書信は一定の書信紙を使用せしむるを要す書信紙の様式は別に一定の規定なしと雖も監署に於て便宜一定の体裁を定め書信に關する必要な注意事項假令へば度數制裁書信檢閲權の所在發送手續等を表記し置き囚徒は一回一葉に過ぐるを得ずといふが如き相當の制限を設くる

を要す書信紙は之れを監署に於て給與すべし書信は檢閲權ある典獄に於て之れを封緘發送するの事務を司るものとす又郵税は自辨たらしむべし但し囚徒に於て監署の書信紙の代りに郵便端書を使用せんと乞ふ時は之れを許可するも可なり

書信は囚徒の自辨たるべしと雖も官司の訊問に依り必要の書信を發する場合に於て本人自から自辨する能はざる時は監獄費を以て之れを支辨すべきものとす

第八十條

囚人より發する信書は一定の日時に於て認めしむべし但し要急のものは此の限に在らず

囚徒より發する書信は毎週一定の日時を指定して之れを認めしむるを要す是れ獄内の規律を保持し且つ無益の時間を省略せしめんが爲めなり然れども官司の訊問に依り其他至急を要する書信にして監署に於て要急のものと認定したる場合に於ては一定の日時以外に於ても之れを許可すべきもの

(二)接見

とす

第八十一條

在監人に接見せんと請ふ者あるときは其氏名身分住所職業事由を詳悉したる上之れを許すものとす

接見の時間は三十分時を過ぐるを得ず但し死刑の執行以前及集治監に押送以前に係る囚人には特に一時間の接見を許すことを得

辯護人との接見は前項の限りに在らず

在監人に接見せんと請ふもの、資格に付ては獄内の規律及整理の必要を程度として相當の制限を設くるを要す故に接見を乞ふものあるときは司獄官は先づ其者の氏名身分職業及事由等必要の事項を詳悉し正當の事故若くは縁由あるものに限りて之れを許可し然らざるものは斷然之れを拒絶すべきものとす

接見の時間は三十分時を以て限度とす然れども死刑の執行以前及び集治監に押送する場合に於ては特に一時間の接見を許すことを得べし是れ死刑

及び死別の場合に於ける愛憐旨義の特例なりとす接見の場合には書信の檢閲と同じく嚴重に之れを監督せざるべからず故に若し一言にても許可の主旨に違ひ又は通謀の跡あるときは斷然之れを停止し嚴重に之れを處罰すべし又接見談話は立合司獄官の理解し得べき言語を用ひ分明に聽聞し得べき音聲を發せしむる事を要す

辯護人は専ら在監者のために其本分を盡すべきものなり故に在監者をして充分に其の権利の在る所を救済せしめんと欲せば辯護人と共に反覆丁寧な交渉談せしめざるべからず故に辯護人との接見に限り本條規定の範圍以外なりとす

第八十二條

接見を許したる者若し接見を請ひし旨趣に違ふ談話を爲したるか又は姿貌其他形狀等を以て相通するの形跡あるときは之を停止すべし囚徒との接見は最も嚴重に之れを監督するを要す故に接見中無用の雜談を爲し又は姿貌其他形狀を以て相通謀するの形跡あるときは斷然其接見を

停止せざるべからざるは勿論なり

第八十三條

接見の際在監人男子に係るときは看守長看守立會女子に係るときは看守長女監取締立會ふべし

接見立會の官吏は在監人の男女に依て區別し男子たるときは監守長并に監守の立會を要し女子なるときは監守長并に女監の立會を要す

第八十四條

病者との接見は危篤の際に限り病監に於て之れを爲さしむることを得

本條に於て危篤に迫るの病者に對し特に病監に於て接見するの特遇を與へたる所以のものは若し此の特遇の設けあらざるときは父子兄弟の至親と雖も其の生前に於て遂に面晤する能わずして永別せざるを得ず大に風教の本旨に戻るの恐れあるを以てなり

第八十五條

在監人接見の時間は午前八時より午後四時迄の間とす
 在監人接見の時は午前八時より午後四時迄の間とす是れ重に監署執務上の便宜に出づるものなり故に日曜日祭日等普通の休日に於ては接見を許さざることを得べし然れども外役押送其他の都合に依り規定の時間に於て在監人をして接見せしむる能わざる場合に於ては此の時間外に於て特に接見せしむるも妨げなかるべし

第七節 差入品

第八十六條

刑事被告人及懲治人に差入るべき飲食物は酒及煙草を除き監獄内に於て炊煮を要せざるものにして一日三回一人一食の量に限る
 本條に所謂飲食物とは常食の謂ひなり而して本條に於て特に酒及煙草を除きたるは如何なる場合如何なる事情に於ても獄内にては斷じて之を許す可らざるの精神を明示せんがためなり故に刑事被告人に差入るべき飲

(一) 差入るべき飲食物

食物は酒及煙草を除き其他の飲食物にして獄内に於て猶炊煮を要せざるもの限り且つ一日三回一食分の量に限定せり而して差入物ある場合に於ては其分量に應じて監獄給與の食量を減除すべきは勿論なり

第八十七條

總て差入品は看守長立會看守に於て之を検査すべし但飲食物の検査には醫師をして立會わしむべし
 差入飲食物は最も繁雜にして最も精密と熟練を要するの事務なり若し其検査を誤らんか弊害勿ち生じて遂に獄内の紀律を亂すに至るべし故に差入品有るときは看守長立會看守をして検査せしめ差入物中毒氣酒氣又は包臈物其他通謀の媒介となるものなきや否やを精檢すべし但飲食物の検査には特に醫師をして立會證明せしむる事緊要なり蓋し飲食物中毒氣酒氣の有無に拘らず其食物の差入を受くべき在監人の健康に有害の恐なきや否やは醫師にあらざれば之を識別する能わざればなり

(二) 差入品検査

第八十八條

(三) 衣類解縫

検査のため解縫したる衣類臥具にして差入を許すものは監獄に於て之を原形に復すべし

検査のため解縫したる衣類臥具の内差入を許すべきものに限り監獄の費用を以て之れを原形に復すべきものとす故に若し検査のため衣類臥具を毀壞したる場合に於ては其差入を許すべきものに限り監獄に於て損害賠償の責に任すべきものなり

第八十九條

免幽閉を受けたる者親屬故舊より金錢衣服家具等の寄贈を受けたるときは其旨を典獄に申告せしむべし

免幽閉を受けたるものは常に典獄の監督を受くべきものなり故に若し親屬故舊より金錢衣類家具等の物品の寄贈を受けたる時は其寄贈者の氏名身分住所受贈者との關係受贈の年月日等の要點を詳記して之れを典獄に報告せしむべきは固より當然なり

(四)免幽閉を受けたるし品の得たる寄贈

第八節 教誨及教育

本節は在監者の教誨及教育に關する規定を掲げたり

第九十條

教誨は免役日・日曜日又は休役間に於て之れを行ふべし

本條の教誨とは普通教誨を指す概括的にして且簡明なるを要すべし故に此の種の教誨は免役日・日曜日又は休役間に於て之れを行ふべきものとす

第九十一條

免役日及び日曜日の教誨は教誨堂に於てし休役間の教誨は被教誨者の居所に就き之れを爲すものとす

免役日及び日曜日の教誨は通常其の日の午後總囚を教誨堂に集めて教誨するものとす又休役間の教誨は被教誨者の居所に至り各別に之れに教誨をなすものとす

第九十二條

(一)教誨

(二)教育

幼年囚懲治人の教育は小學程度に依り修身讀書算術地理歴史習字体操其他必要なる學科を授くるものとす

凡そ精神の教養は道徳を奨め智識を開發するにあり故に教誨以て道徳を獎勵し教育以て智識を開發するを要す幼年囚及懲治人將來に於て犯罪の種族を形成する所の原素にして而も其方法宜ろしきを得れば容易に之れを免除するの望多きものなり故に是等に對しては相當の教育を施すは最も緊要なりとす即ち監獄に於ては幼年囚及懲治人に對しては小學程度に依り修身讀書算術地理歴史習字体操其他必要なる學科を教授すべきものとす

第九節 賞譽

第九十三條

賞表は曲尺長二寸幅一寸の白色の布を用ひ上衣の左袖肩臂間の表面に縫着するものとす

本條は賞表の制法を規定したるものにして別に解義を要すべきの點ある

(一)賞表

を見ず

(二)賞表者の優遇

第九十四條

賞表を有する者には左の優遇を爲すものとす

- 一 衣類雜具は成るべく良品を貸與す
- 二 書信は一箇月に二通之を爲すことを許す
- 三 入浴は尋常囚人に先きたしむることあるべし
- 四 賞表一箇を得たる者には榮を一週間に一回其二箇を得たるも者には二回其三箇を得たるもには三回増給す但其價は一回金二錢を越ゆることを得ず
- 五 定役囚の工錢は左の例に依り給與するものとす賞表一箇を得たる重罪囚には十分の三其二箇を得たる重罪囚には十分の四輕罪囚には十分の五其三箇を得たる重罪囚には十分の五輕罪囚には十分の六を給す

本條は賞表者優待に關し階級的獎勵法に依り賞表の多寡に依り優遇の厚

薄あり即ち賞表一箇を有するものは(一)衣類雜具は尋常囚よりも成るべく上品を貸與せられ(二)一ヶ月に二通二次の書信を發することを許され(三)尋常囚に先ちて入浴を許され(四)一週に一回規定外の茶を給與せられ(五)定役囚の重罪囚は十分の三其輕罪囚は十分の四の工錢を給與せらるゝの恩典あり又賞表二箇を與たるものは一週に二回規定以外の菜を給與せられ定役囚の重罪囚は十分の四其輕罪囚は十分の五の工錢を給與せられ其他(一)乃至(三)の恩典あり又賞表三箇を與たるものは一週に三回規定外の菜を給與せられ其他(一)乃至(四)の重罪囚は十分の五其輕罪囚は十分の六の工錢を給與せられ其他(一)乃至(三)の恩典あり但し規定外に與ふる菜の代價は一回金二錢を超ゆることを得ざるなり斯くの如く賞表者を優待するの規定を設くる時は賞表の効果も亦從て著大となり其の未だ之れを得ざる者は之を得んか爲めに精勵し既に得たるものは之れを失わさらんか爲めに注意するのみならず猶ほ進んで數箇を得んか爲めに益々自戒勉勵ならしむるを得すべきなり

(三)金錢の賞與

第九十五條

在監人左に掲けたる所爲あるときは金五十錢以下を以て之れを賞與することを得但し賞表を與ふるの限りにあらず

- 一 在監人の逃走せんとするものを密告したるとき
- 二 人命を救援し及逃走者を捕得したるとき
- 三 監獄に係る水火風災を防禦したるとき

刑事被告人に係るときは所屬長官に申報し仍當該裁判官に通知すべし

本條第二項に掲けたる所爲は囚徒當然の義務にして別に賞與を與へて之れを獎勵すべきものにあらずと雖も囚徒の逃走人命の救援逃走者の捕得變災の防禦等は何れも皆監獄取締上の緊急事件にあらざるなく此の義務を盡すと盡さざるに依り監獄全体に及ばす處の影響實に著大なりといふべし故に喰わしむに利を以てし在監者をして其義務を盡さしむるは亦一の便利法なりといひつべし然れども是等の所爲は賞表を與ふるの限りにあらず只参考たるに止まらしむべし

刑事被告人が是等の所爲を爲したるときは之れを所屬長官に申報し且當該裁判所へ其旨を通知すべし是れ裁判審理上稍々参考すべきの點あればなり

第十節 懲罰

第九十六條

(一) 監房の別

在監人中犯則者あるときは其取調中他の者と離隔し置くべし

在監人中犯則者あるときは其取調中に限り他の在監人と監房を別異して之を離隔し置く事を要す是れ他の在監人より奸計の教を蒙り以て罪跡を免れんとするの機會なからしめか爲めにして實に止むを得ざるの規定なりとす

第九十七條

懲罰を受けたるものは其罰期終るも監房を別異すべし但し改悛の情著しきときは合居せしむる事を得

(二) 執行の中

在監人中懲罰を受けたるものにして猶ほ改悛の情あらざるものは其刑期終了したる後と雖も未だ懲罰を受けざるものと其監房を別異するを要す是れ害惡の傳搬を防かんか爲めなり但し該者に於て改悛の情著しきことを認めたるときは因より他囚と合居せしむることを得べし

第九十八條

懲罰に處せられたるもの裁判事件にて出廷するときは當日に限り其執行を中止すべし但中止中經過せし日數は懲罰期限に算入すべからず

懲罰に處せられたる在監者にして裁判事件にて出廷するの止むを得ざる時は懲罰中と雖も當日に限り之れか執行を中止して其の召喚に應せしめざるを得ざるは勿論なり然れども執行の中止は懲罰の効力を薄弱ならしむるを免れざるを以て司獄官吏は一應懲罰中の旨を當該裁判所へ照會して其の召喚を延期せしむるも亦可なりとす而して懲罰の執行中止中に經過せし日數は懲罰期限に加算すべからざるは因より當然なり

除(三)施飲の免

第九十九條

兩脚に施飲の者改悛の狀顯はれ其施飲期限の半を経過したるときは一脚の飲は免除することを得

第一百條

施飲の者改悛の狀最も顯著にて其施飲期限の四分の三を経過したるときは假に其飲を免除するを得

第一百一條

假に飲を免除したる者其罰期内更に懲罰を受くるときは直に之れを復し其假免中經過せし日數は施飲期限に算入すべからず

以上三條は施飲の假免處分に關する規定なり之れ飲を施されたるもの、希望心を發動せしむるの便法なり故に兩脚に飲を施すものにして改悛の情狀著大なりと認めたるものにして其施飲期限の半を経過したるものなるときは一脚の飲を免除する事を得べし又飲を施したるもの改悛の情狀最も顯著にして其施飲期限の四分の三を経過したるときは假に其飲を全く免除す

除(四)被罰者の動靜視察

第一百二條

懲罰に處したるものあるときは典獄若くは看守長時々其動靜を視察し教誨師醫師をして訪問せしむべし

懲罰に處せられたるものあるときは典獄若くは看守長時々該者の動靜を視察すを要す是れ懲罰の正常に執行しつゝあるや否やを監督し其効果の強弱改悛の情狀の有無を偵察し且つ場合に依り必要の注意訓誨を與へんかためなり其地懲誨師をして時々訪問せしめ緊嚴なる特別教誨を與へて懺心悔悟する所わらしむるを要し又醫師をして時々之れを訪問せしめ以て該者の健否を視察せしむるを要す

第四章 在監人行狀調査及賞譽規定

在監人行狀調査及賞譽規定は明治三十年勅令内務省訓令第五號を以て次の如く規定せり

- (一) 囚人の行狀は次の調査期に依り視察するを要す
 - 一 刑期一年以上三年未満は四期に分ち第一期第二期第三期及終期を各四分の一とす
 - 二 刑期三年以上は五期に分ち第一期及終期を各四分の一とし第二期第三期及第四期は四分の二を三分して之に充つ
 - 三 無期徒刑及舊法懲役終身囚は十五年無期流刑は五年有期流刑は三年を四期に分ち第一期を其三分の一とし第二期第三期及第四期は三分の二を三分して之に充つ
 - 四 刑期二十年以上に渉るものも亦前號に依り十五年を四期に分ち數刑を有するものは通算して一刑と見做し調査期を算出す

- (二) 受刑中刑に異動を生したるときは前述に依り調査期を算出す調査の變更をなしたるとき既に行ひたる賞譽新調査期に相當せざるときは之を消滅せしむるものとす
- (三) 初犯の囚人情狀惘諒すべき者にして行狀の善良なるときは(一)の一號に該當するものは第二期まで同第二號第三號に該當するものは第三期までの勘定期各二分の一に短縮する事を得べし
- (四) 調査期を算出するに當り奇零の日數を生したるときは之を第一期に入すべし
- (五) 刑期一年未満の囚人刑事被告人懲治人及別房留置人の行狀は調査期を分たずして適當の方法を設けて調査すべし
- (六) 在監人の行狀は大概左の事項に依り看守又は女監取締をして視察せしめ行狀視察録に記入せしめ十日に一回之を看守長に提出せしむる事を要す
 - 一 獄則及紀律の遵否に關する事項

二、親屬及び故舊に對する思念に關する事項

三、教誨及教育に關する事項

四、作業に關する事項

五、衛生に關する事項

看守長は看守又は女監取締の提出したる行狀視察録を參酌して自己の意見を定め一ヶ月に一回身分帳行狀録に記入するを要す

又左記の事項は一勘査期經過の日に於て監獄書記之を取調べ身分帳行狀録に記入して之を典獄に提出すべし

一、賞譽の種類度數

二、處罰の種類度數

三、科程外をなしたる日數

四、科程を終らざる日數

五、食費の償否

六、貯蓄口錢

七、口錢の費途及び其金額

(七) 典獄は各囚人勘査期の終りたる日に於て監獄書記看守長監獄醫教誨師看守部長及び看守又は女監取締を召集し身分帳行狀録に依り行狀を審議し自から之を判定するを要す

(八) 賞譽は一期間中獄則を謹守し作業に精勵し且真心改悛の情顯われ他囚の龜鑑となるべき行爲あるものに對し(一)第一號に該當するものは第一期第二期第二期の兩勘査期同第二號乃至第四號に該當するものは第一期第二期及第三期の各勘査期經過後十日以内に於て一回宛之を行ふべし若し賞譽すべき期に際し尙行狀視察を必要とし前項期限外に賞譽せしときは其賞譽の日より更らに一勘査期に當る日數を經過するにあらざれば再び賞譽することを得ず

賞標を褫奪したるときは其褫奪したる勘査期及次の勘査期を經過するにあらざれば再び賞譽することを得ず

(一)の第三號及第四號に該當する囚人にして各勘査期經過后賞標二個未

- 満の者は第四勘査期に相當する期間を以て遞次勘査期を設くべし
- (九) 刑期一年未滿の初犯囚にして(八)の第一項に該當する行爲あるときは刑期の半を経過したる後一回賞譽する事を得べし
- (十) 懲治人にして行狀善良なる者は以上に準して賞譽する事を得べし
- (十一) 賞譽を行わんとするときは典獄は身分帳に依り審査し監獄書記看守長監獄醫看守部長及び看守又は女監取締を會同し之に對する意見を諮問すべし

第五章 被懲治者假出場規則

刑法第七十九條第八十條第八十二條に依り懲治場に留置せられたるものにして獄則を遵守し改心の狀あるときは明治十九年十一月内務省令第二十四號被懲治者假出場假出場規則に依り出場を許可せらるゝものとす其手續の大要次の如し

- (一) 假出場を許すべきものあるときは典獄より先づ其旨を所屬長官に具狀

して其認可を受くることを要す

- (二) 假出場を許したるときは典獄より其證票を本人に下付するを要す而して其證票には左の條件を記載すべし

- 一 本人の族籍氏名年齢住所懲治期限及び宣告並に滿期の年月日
- 一 殘期何年何月何日假出場を許す(何年何月何日起何年何月何日滿)
- 一 本日出場を許すに依り居住の地に歸着の上は即時所轄警察署に其旨を届出べし
- 一 毎月一回謹慎を表する爲め所轄警察署に至り假出場證票を出し警察官吏の認印を受くべし但止むを得ざる事項なる時は其事由を届出すべし
- 一 一日程を過ぐる地に旅行するときはその行先並に往復滞在日數等を詳記し所轄警察署に届出つべし但其滞在一月以上に涉るときは一ヶ月毎に其滞在地の警察署に至り前項の手續をなすべし
- 一 事故ありて其居住を轉ずるときは所轄警察署に届出つべし

一 第三項以下の事は本人自から爲す能わざる場合に於ては親屬故舊代りて之を爲す事を得

一 右の各項に違背するときは直ちに出場を停止し出場中の口數を懲治期限内に算入する事を得

(三) 假出場を許したるときは典獄より假出場證票及び懲治は申渡書の謄本を具し本人居住の地の警察署に通知するを要す

(四) 警察署に於て轉居の届を得たるときは之を其居住地の警察署に通知し(三)に記載したる書類を遞送すべし

(五) 假出場を許すべき者住所なく及び引取人なきときは尙懲治場に留置して他の懲治者と嚴に別異すべし但住居遠地にありて歸着するの資力なきものも亦同じ

(六) 假出場を停止すべきときは本人に住居の典獄に於て其旨を言渡し直ちに假出場證票を取り上げ其殘期を執行すべし但甲地方に於て下付せし證票を乙地方に於て取り上げたるときは其事情を甲地方典獄に通知し

證票を送致すべし

(七) 假出場を許されたる其懲治期満限の日に至れば假出場證票を所轄警察署に還納し該警察署より證票を出したる典獄に之を遞送すべし

第六章 假出獄停止手續

假出獄は典獄より其事實を具し所屬長官を経由して其認可を受くるものなり而して其假出獄停止の手續は明治十八年九月司法内務兩省丙第七號を以て次の如く規定せり

(一) 假出獄中更らに重罪輕罪を犯したる者あるときは其裁判確定の後現に之を管束する所の典獄に依り直ちに假出獄の停止を申渡し當初下付したる假出獄の證票を取り上げべし

(二) 典獄に於て假出獄を停止したるときは其事實を具し司法大臣に開申すべし

(三) 甲地方に於て假出獄を許したるを乙地方に於て停止したるときは乙地

方典獄より甲地方典獄に通知し假出獄の證票を送致すべし

(四)三の場合に於て乙地方典獄に於て拘禁するときは其刑の新入者と爲し
本刑后刑共に乙地方に於て執行すべきものとす

第七章 典獄の職務

典獄とは監獄の首長にして所屬官即ち司法大臣若くは地方長官の命を承けて部下の官吏を監督し監獄事務を取扱ふの職務を有す是れ集治監、北海道廳警視廳及び地方官官制の規定する所なり而て其職務は主として營造物の保全を計り及び監獄内紀律の勵行を監督し又部下の司獄官吏を督勵して之をして適法的に諸般の監獄事務を執行せしめ且司獄官吏として監獄事務に熟練せしむる様之を養成し又囚徒を遇するに當りても個人的遇囚の旨義に依り過酷に流れず寛容に失せず至正至嚴なる紀律の範圍内に於て囚徒の自由を縛束し彼をして遷善悔悟して良民に復歸せしむる様盡力し及び出獄人保護の事業に盡瘁する所あるを要す要するに典獄とは監獄事務の統一を期

するの責任を有するものなり

第八章 監獄書記の職務

監獄書記とは上官の指揮を受け庶務作業及び計理の事務を分掌し書記簿記計算其他の獄務に従事し典獄事故あるときは其職務を代理し又主管の事務に付ては看守以下の監獄雇人を指揮監督するものにして典獄に次て樞要の位置にあるものとす故に時として監獄の首長となり諸般の事務を統理し且非常災變等の場合に於ては典獄又は看守長に代わりて部下を指揮督勵して臨機獄務を處理するの任にあるものなり

斯くの如く監獄書記は典獄の補佐官たれば監獄事務に關して典獄の諮詢に答へ意見を開陳して典獄の參考に供するものとす是を以て監獄書記たるものは監獄内部各課の事務は勿論外部に於ける事務即ち戒護其他在監人の動作行狀の良否作業の勉否賞罰の適否衛生疾病又は看守等諸般の事務に通曉し且之を遡辨するの識能を具備するを要す